
教育委員会点検・評価報告書

(令和2年度事業)



令和3年8月

宜野湾市教育委員会



宜野湾市教育委員会のイメージキャラクター



のびるくん

宜野湾市の特産である田いもの妖精で
宜野湾市の子どもたちの勉強や才能が
伸びるようにと願いが込められています。



きくちゃん

市花である菊の妖精で、人の話をしっかり
聞く子になってほしいという願いが込めら
れています。

目次

I はじめに.....	- 1 -
II 教育委員会の活動状況.....	- 3 -
III 教育施策の実施状況	- 8 -
1 幼児教育の充実	- 10 -
2 学力向上の推進	- 12 -
3 特別支援教育の推進	- 14 -
4 いじめ防止の取組	- 16 -
5 学校、家庭、関係機関との連携強化	- 18 -
6 学校支援地域本部事業の推進	- 20 -
7 情報教育研究会・担当者研究会の開催	- 22 -
8 情報教育の推進	- 24 -
9 屋内、屋外施設の整備	- 26 -
10 高度な芸術・文化の鑑賞機会の提供	- 30 -
11 市史の編集	- 32 -
資料	- 34 -
・宜野湾市教育大綱	- 35 -
・宜野湾市教育振興基本計画(概要版).....	- 42 -

I はじめに

教育委員会は、教育行政の効果的な推進を図るとともに、市民への説明責任を果たしていくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を実施し、その結果について報告書として議会に提出するとともに、市民に公表することが規定されています。(平成 19 年改正)

宜野湾市教育委員会では、平成 27 年度に策定した宜野湾市教育振興基本計画、宜野湾市教育大綱及び本市の最上位計画である第四次宜野湾市総合計画基本構想の実施計画に示された主な施策から、令和2年度に実施した事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行いました。

また、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する 3 名の方々より、専門的な立場から意見や提言を頂き「教育委員会点検・評価報告書」として取りまとめ、市議会へ提出するとともに市民へ公表いたします。

この度の事務の管理及び執行状況の点検及び評価を踏まえ、今後も事務の改善等に役立て、本市の教育行政がより充実するよう取り組んでまいります。

令和3年8月

宜野湾市教育委員会

教育長	知念 春美
教育長職務代理者	知念 菜穂子
委員	石川 正信
委員	普天間 みゆき
委員	桃原 修

1 点検・評価制度の経緯と趣旨

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正及び平成 19 年 3 月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成 20 年 4 月に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が新たに規定された。

制度の趣旨として、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていく。

2 学識経験者の知見の活用

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条第 2 項に規定する教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会自らが行った点検評価の結果について、3 名の学識経験者から評価項目毎に意見や提言を頂いた。

〈学識経験者〉

氏名	所属等
宮城 彰夫	元宜野湾市立大山小学校校長
岡本 牧子	琉球大学教育学部学校教育教員養成課程准教授
柴田 聡史	琉球大学地域連携推進機構准教授

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2. 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 評価対象項目

点検評価の対象となる評価項目は、平成 27 年に策定した本市の教育が目指すべき方向性と取り組む施策について示した「宜野湾市教育振興基本計画」の施策体系を踏まえ、3つの基本方向で示された、「生きる力を育む“ひとづくり”」から5項目、「学校に関わる人たちが活動をとおしてつながる“学校づくり”」から4項目、「地域が学びをとおしてつながる“まちづくり”」から2項目の合計 11 項目を選定した。

4 評価基準

評価基準は下記のとおりとします

評価基準	A	施策は優れており、より積極的に推進すべき
	B	施策は良好であり、継続すべき
	C	施策は良好であるが、取組方法や計画に工夫・改善が必要

5 点検・評価の流れ

令和3年

2月25日 教育委員会会議にて点検評価項目の選考、今後の進め方を確認

3月 施策の実施状況自己点検評価報告書の作成(各担当課)

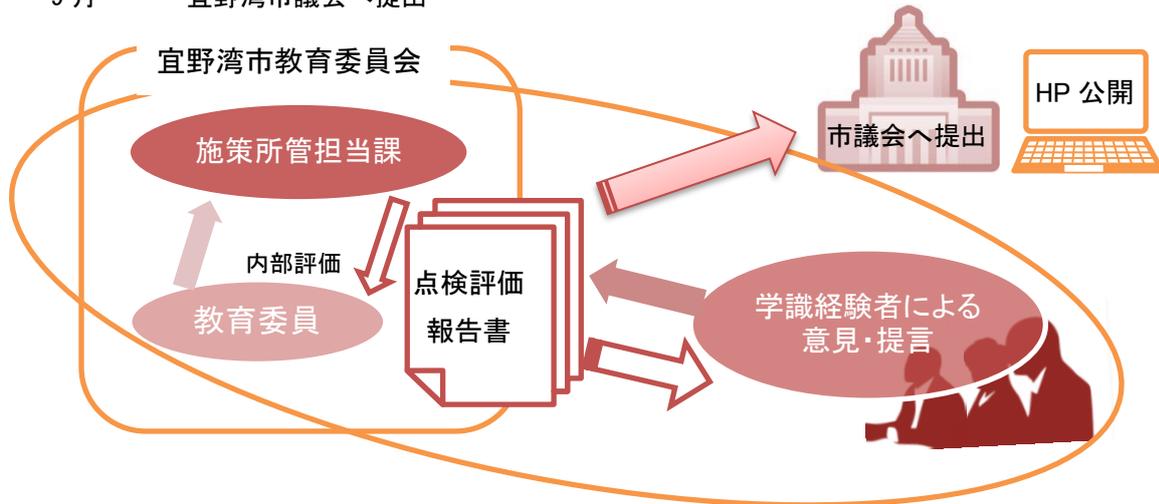
5月17日、5月21日 教育委員会内部点検評価会議

7月12日 第1回点検評価会議 委嘱状交付

7月16日 第2回点検評価会議

学識経験者の知見を活用し、点検評価報告書を作成

9月 宜野湾市議会へ提出



II 教育委員会の活動状況

1 宜野湾市教育委員会

(令和3年4月1日現在)

職名	名前	任期
教育長	ちねん はるみ 知念 春美	平成 28 年 4 月 1 日
		令和 4 年 3 月 31 日
教育長職務代理者	ちねん なほこ 知念 菜穂子	令和 元 年 7 月 1 日
		令和 5 年 6 月 30 日
委員	いしかわ まさのぶ 石川 正信	平成 29 年 12 月 26 日
		令和 3 年 12 月 25 日
委員	ふてんま 普天間 みゆき	平成 30 年 7 月 1 日
		令和 4 年 6 月 30 日
委員	とうばる おさむ 桃原 修	令和 2 年 12 月 25 日
		令和 6 年 12 月 24 日

2 教育委員会会議の開催状況

令和2年度の教育委員会会議の開催状況については、毎月の定例会議を12回、臨時会議を1回、合計13回の会議を開催した。

開催期日	区分	議案名
令和2年 4月24日	定例	1.宜野湾市教育委員会表彰規程の一部を改正する告示について 2.宜野湾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
5月21日	定例	1.宜野湾市教育振興基本計画策定委員会規則の一部を改正する規則について 2.宜野湾市教育振興基本計画策定委員の委嘱又は任命について 3.宜野湾市社会教育委員の任命又は委嘱について 4.宜野湾市立中央公民館運営審議会委員の任命又は委嘱について 5.宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱について 6.宜野湾市立博物館協議会委員の任命又は委嘱について 7.宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について。
6月9日	定例	1.宜野湾市学校臨時休業対策補助金交付要綱の制定について
7月29日	定例	1.宜野湾市民図書館協議会委員の任命又は委嘱について 2.宜野湾市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について 3.宜野湾市新型コロナウイルス感染症の影響による就学援助に関する要綱の制定について 4.令和3年度以降使用中学校教科用図書の採択について
8月27日	定例	1.議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について(令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)) 2.宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について 3.宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について 4.宜野湾市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について。
9月28日	定例	付議案件なし
10月26日	定例	付議案件なし
11月25日	定例	1.議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について 「令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第7号)について」 2.議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について 「宜野湾市GIGAスクール用端末購入に係る物品の取得について」 3.宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について
12月24日	定例	1.宜野湾市史編集委員会委員の委嘱について

開催期日	区分	議案名
令和3年 1月21日	定例	付議案件なし
2月22日	臨時	1.令和3年度教職員(管理職)の人事異動の内申について 2. 第二次宜野湾市教育振興基本計画の策定について
2月25日	定例	1. 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について 「令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第11号)」 2. 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について 「令和3年度宜野湾市一般会計予算」 3.宜野湾市指定史跡文化財の指定について 4.宜野湾市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について 5.議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について 「普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事(建築第1工区)請負契約」
3月29日	定例	1. 宜野湾市スポーツ推進委員の委嘱について 2. 宜野湾市教育委員会マイクロバス使用規程を廃止する訓令について 3. 宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について 4. 宜野湾市職員人事異動について

3 教育委員会の各種行事への参加状況

令和2年度

日付	各種行事
4/1(水)	宜野湾市職員辞令交付式
4/2(木)	令和2年度 宜野湾市小中学校校長、教頭等研修会
4/6(月)	中頭地区市町村教育長会臨時会
4/10(金)	中頭地区市町村教育長会第1回定例会
	中頭地区市町村教育委員会協議会第1回幹事会
4/14(火)	中頭地区市町村教育長会臨時会
4/24(金)	令和2年第5回宜野湾市定例教育委員会会議
4/27(月)	学力向上推進協議会役員会
4/28(火)	中頭地区市町村教育長会臨時会
5/18(月)	中頭地区市町村教育長会臨時会
5/21(木)	令和2年第6回宜野湾市定例教育委員会会議
5/25(月)	令和2年度教科用図書中頭採択地区連絡協議会
	中頭地区市町村教育長会第2回定例会
	第1回中頭地区学力向上推進委員会
6/2(火)	学力向上推進協議会役員会
6/8(月)	中頭地方視聴覚協議会第1回運営委員会
6/9(火)	令和2年第7回宜野湾市定例教育委員会会議
6/29(月)	中頭地区市町村教育長会第3回定例会

7/1(水)	「宜野湾市民の日」市政功労者表彰式典
7/3(金)	中頭教育事務所学力向上推進学校訪問(志真志小学校)
7/6(月)	第70回「社会を明るくする運動」総理大臣メッセージ等伝達式
	点検評価第1回会議
7/11(土)	わらば～体験じゅく開校式
7/13(月)	点検評価第2回会議
7/15(水)	令和2年度第2回教科用図書中頭採択地区連絡協議会
7/20(月)	点検評価第3回会議
7/22(水)	沖縄県都市教育長協議会第1回会議(名護市)
7/29(水)	令和2年第8回宜野湾市定例教育委員会会議
8/17(月)	中頭地区市町村教育長会臨時会
8/27(木)	令和2年第9回宜野湾市定例教育委員会会議
9/28(月)	令和2年第10回宜野湾市定例教育委員会会議
10/1(木)	令和2年度研究教員入所式
10/6(火)	中頭地区市町村教育長会第4回定例会
	第2回中頭地区学力向上推進委員会
10/13(火)	宜野湾市学校計画訪問(真志喜中学校)
10/16(金)	宜野湾市学校計画訪問(宜野湾小学校)
10/20(火)	宜野湾市学校計画訪問(普天間第二小学校)
10/23(金)	宜野湾市学校計画訪問(宜野湾中学校)
10/26(月)	令和2年第11回宜野湾市定例教育委員会会議
10/27(火)	宜野湾市中学生英語ストーリーコンテスト
11/6(金)	ぎのわん教育の日表彰式
11/14(土)	沖縄県立宜野湾高等学校創立40周年記念式典
11/16(月)	中頭地区市町村教育長会第5回定例会
11/25(水)	令和2年第12回宜野湾市定例教育委員会会議
11/27(金)	令和2年度宜野湾市商工会行政との懇談会
12/23(水)	沖縄県しまくとぅば普及功労者表彰贈呈セレモニー
12/24(木)	いかのおすし防犯グッズ贈呈
	令和2年第13回宜野湾市定例教育委員会会議
12/25(金)	教育委員辞令交付式
	宜野湾市青少年健全育成交流事業 贈呈セレモニー
12/26(土)	LIVE GINOWAN2020
1/8(金)	令和3年宜野湾市消防出初式
1/10(日)	宜野湾市成人式典
1/13(水)	中頭地区市町村教育長会第6回定例会
1/21(木)	令和3年第1回宜野湾市定例教育委員会会議
2/9(火)	沖縄県市町村教育委員会教育長・教育委員研修会(WEB開催)
2/12(金)	第43回中頭地区学力向上実践推進大会(読谷村)
2/19(金)	第7回中頭地区市町村教育長会定例会

2/19(金)	第3回中頭地区学力向上推進委員会
	中頭地区市町村教育委員会協議会第3回幹事会
2/22(月)	令和3年第2回宜野湾市臨時教育委員会会議
2/25(木)	令和3年第3回宜野湾市定例教育委員会会議
2/26(金)	宜野湾市海外留学生派遣事業オンライン帰国報告会
3/1(月)	宜野湾市立教育研究所研究教員成果報告会
	令和2年度宜野湾市平和大使育成事業学習報告会
3/6(土)	宜野湾市立中学校卒業式
3/13(土)	わらば～体験じゅく閉校式
3/23(火)	宜野湾市立小学校卒業式
3/26(金)	宜野湾市立教育研究所研究教員・実務研修員修了式
3/28(日)	市道宜野湾 11 号道路開通式
3/29(月)	令和3年第4回宜野湾市定例教育委員会会議
3/31(水)	宜野湾市退職者辞令交付式

4 各種研修等への参加状況

令和3年2月9日

○市町村教育委員会教育長・教育委員研修会(WEB開催)

教育長講話:「教育委員会運営に必要なこと」

講 師:沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

行政説明テーマ:「個別最適な学びの実現について」

Ⅲ 教育施策の実施状況

1 宜野湾市教育大綱 基本目標

基本目標1. 確かな学力の向上

基礎・基本の定着と問題解決的な学習を推進し主体的に学習する態度を育みます。また、自立して将来の夢に向かって取り組めるようキャリア形成教育の充実とグローバル社会に対応できる人材の育成を目指した取組を推進します。

基本目標2. 豊かな心・健やかな体の育成

子どもたちの豊かな情操、規範意識、自他の命、人格の尊重など社会性や道徳性を育むとともに、体力向上や食育などの充実を図り、心身ともに健全な子どもを育成する取組を推進します。

基本目標3. 地域と連携した教育活動の充実

学校・家庭・地域の連携をより強化し、地域人材の発掘と参画による地域力を活用してより幅広く学校を支援するとともに子どもの居場所づくりなど子どもたちに寄り添った取組を推進します。

基本目標4. 教職員の指導力の向上

教職員が教育に関する専門的知識や実践的指導力を高めるための研修や研究活動の充実を図ります。また、ICTを活かした授業力の向上や自主的に学び続ける教職員を支援する取組を推進します。

基本目標5. 教育環境の充実

地域と連携した防犯・防災教育の充実、学校施設等の耐震化、老朽化対策を図り、安全・安心な教育環境を確保していきます。また、学校のICT環境の整備や教職員の多忙化解消などに取り組み、よりよい教育環境づくりを推進します。

基本目標6. 生涯をととした学びの推進

教育施設や自治公民館などを拠点に様々な学習やスポーツ活動等を推進するとともにそれらを地域や次の世代に還元できるサイクルを構築し、全ての世代の市民が豊かな学びを創出できるように取組を推進します。

基本目標7. 郷土を学びつなぐ環境の充実

郷土の歴史や文化に親しみ、学ぶことにより、郷土に誇りと愛着の心を育むことや貴重な地域資料を保存、活用し、地域資源や人材を活かしたまちづくりの取組を推進します。

具体的な取組は「宜野湾市教育振興基本計画」に示した7つの基本目標に基づき、関係部署と連携を図りながら教育施策に取り組んでいきます。

2 宜野湾市教育振興基本計画 施策体系

理念	基本方向	基本目標	基本施策	主な取組	評価項目	
学び合い、未来を切り拓く人材の育成	生きる力を育む「ひと」へ	1. 確かな学力の向上	① 幼児教育の充実	幼児教育の充実 2年保育の推進 預かり保育の実施 子育て支援活動の推進	1	
			② わかる授業の構築	学習指導要領に即した指導内容の充実 幼小中学校の連携教育の推進 学力向上の推進	2	
			③ 特別支援教育の充実	特別支援教育の推進	3	
			④ 外国語教育を含めた国際理解教育の充実	小中学校一貫した英語教育の推進		
			⑤ キャリア形成教育の推進	キャリア形成教育の推進 生徒会活動の活性化のための指導の強化		
			⑥ 体験活動や読書活動の推進	集団宿泊学習 子どもの読書活動の推進		
		2. 豊かな心・健やかな体の育成	⑦ 人権教育の推進	いじめ防止の取組	4	
	⑧ 道徳教育の推進		男女混合名簿の導入 心の教育の充実			
	⑨ 健やかな体づくりの推進		皆泳指導教室事業の取組 むし歯有病率の改善とむし歯予防の取組			
	⑩ 食育の推進		食育の推進			
	⑪ 教育相談・支援体制の推進		学校給食を通じた食育の推進 適応指導教室の充実 学校、家庭、関係機関との連携強化 臨床心理士の活用促進	5		
	学校に関わる人たちが活動をとおりてつながる「学校づくり」	3. 地域と連携した教育活動の充実	⑫ 学校支援地域本部を中核とした学校支援の推進	学校支援地域本部事業の推進	6	
			⑬ 子どもの居場所づくりの推進	放課後子ども教室の推進		
			⑭ 青少年支援ネットワークの構築	夜間街頭指導による巡回 はごろもサポートネットワーク会議（HSN会議）の開催		
		4. 教職員の指導力の向上	⑮ 階層別研修等の充実	各種教職員研修の充実		
	⑯ 大学と連携した校内研修の充実		高等教育機関との連携			
	⑰ ICTを活用した授業力の向上		情報教育研究会・担当者研究会の開催	7		
	⑱ 教員の教育研究活動の推進		教育課題の調査研究の充実			
	5. 教育環境の充実	⑲ 学校のICT化の推進	情報教育の推進	8		
		⑳ 学校図書館機能の充実	学校図書館司書の研修活動の充実			
		㉑ 学校等施設・設備の充実	老朽化した校舎の増改築等 屋内、屋外施設の整備	9		
		㉒ 子どもの安全・安心の確保	安全教育の充実			
		㉓ 通学環境の整備	通学環境の整備			
		㉔ 教職員の労働環境の充実	教職員のメンタルヘルス対策の強化（学校職員安全衛生管理）			
	地域が学びをとおりてつながる「まちづくり」	6. 生涯をとおした学びの推進	㉕ 中央公民館を拠点とした学習支援の推進	中央公民館講座・各種学級の充実		
			㉖ 市民図書館を拠点とした学習環境の充実と基盤整備	生涯を通じた学習環境の充実		
			㉗ 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり	生涯学習フェスティバルの開催		
			㉘ 家庭教育支援体制の強化	家庭教育支援コーディネータ活用の充実		
			㉙ 芸術文化活動の推進	高度な芸術・文化の鑑賞機会の提供 創作市民劇の制作・上演	10	
			㉚ スポーツ・レクリエーション活動の推進	生涯スポーツ活動の推進		
			㉛ 地域活動団体への支援	社会教育活動団体の支援		
			㉜ 地域を支える人材の育成と基盤整備	文化芸術活動団体などの支援		
			7. 郷土を学びつなぐ環境の充実	㉝ 伝統文化、伝統芸能の継承・発展	伝統的な民俗芸能と民俗技術の保護・活用の推進 市史の編集	11
				㉞ 文化財の保存整備等の推進	文化財の実態調査の推進 文化財の保護・活用の推進 埋蔵文化財の整理・収蔵・公開の推進	
				㉟ 歴史を活かしたまちづくりの推進	市民主体の文化財の保存整備と保護・活用の推進	
	㊱ 博物館を拠点とした歴史・文化の保存活用の充実	市関係資料の収集・保存と市民活用の推進 博物館事業の充実				
	㊲ 文化関係団体等への活動支援と人材育成	イガルー・シマ文化財ガイドの育成				
	㊳ 郷土学習の推進	イガルー・シマ文化財教室の開催				
基本方向を支える環境整備	⑳ 教育制度の改革と推進体制の強化	学校評議員制度、コミュニティ・スクールの取組				

1 幼児教育の充実

指導部 指導課

宜野湾市教育振興基本計画基本施策 ①幼児教育の充実

I 事業目的

幼稚園教育において育みたい資質・能力は「生きる力」の基礎である。幼児期の育ちをつなぐため、幼稚園が保幼小連携の円滑な接続を推進するための「つなぎめ」となることを目指す。また、幼稚園が中心となり、就学前教育施設間の連携を図ることが重要である。

そのために、研修を充実し、幼児教育の質の向上と、心豊かでたくましく、主体的に環境に適応する幼児を育成することを推進する。

II 取り組み状況

- ① 幼稚園教諭研修会の実施
研修会テーマ「子どもたちの今を未来につなぐ」
～ 今 私たちがやるべきことは ～
市内公立幼稚園教諭対象（10月実施）
- ② 保幼小連絡協議会の実施
保幼小の連携体制を築くために、連絡協議会を2回（5月、1月）実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全体会は中止した。なお、各小学校区にて保幼小連絡協議会を実施した園が半数程度ある。
- ③ 幼稚園実践報告会の実施（3月実施）
（ア）幼稚園においての園内研修の成果や、保育実践について取りまとめ、幼稚園実践報告書を作成した。
（イ）中堅教諭等資質向上研修対象者の実践報告の発表を行った。
- ④ 2年保育の実施
2年保育に関しては、2年間を見通した環境の構築、幼児の実態をとらえた指導計画を立て実践した。
- ⑤ 預かり保育の充実にむけて
預かり保育の時間の延長や預かり保育の拡充（4歳児長期預かり保育受け入れ）にむけて関係機関と調整を行い、預かり保育に係る規則等の改正を行った。

III 成果

- ① 研修会を通して、幼児理解のあり方や幼稚園教諭としての資質向上の意義について学んだ。各園で園内研修に臨み、質の高い幼児教育を提供していけるよう保育の実践に活かすことができた。
- ② 小学校区で子どもたちの育ちや課題等を共有するため協議会を実施し、幼稚園、小学校1年担任、管理職で学びをつなぐ接続カリキュラム（アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム）の作成に繋げることができた。
- ③ 各園の取り組みについて課題や成果を共有することで、自園の保育実践を見直し、適切な評価を行い、保育改善につなぐことができた。
- ④ 幼児教育において育みたい資質・能力である3つの柱^{※1}を育むための教育課程の編成、指導計画の作成、保育の実施を行うことができた。
- ⑤ 規則等の改正を行ったことにより、令和3年度から4歳児の長期預かり受け入れ、保育終了時間の18時半までの延長、4月6日から預かり保育を開始することができた。

◎成果指標

指標名	実施数	平成30年度	令和元年度	令和2年度
預かり保育の充実	目標値	保育時間の延長 預かり保育の拡充（4～5歳児）		
	計画の進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・3月29日まで預かり保育の期間の延長実施 ・長期休業中の短期預かり保育の実施 ・4歳児の短期預かり保育の受け入れ 		

※1 幼児期において育みたい資質・能力である「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」

IV 事業の課題と今後の対応	
<p>① 幼小接続カリキュラム作成についての取組や、内容に差がみられた。教育要領の中の3つの柱の視点をそろえ、つなぎ育んでいく幼小接続カリキュラムの編成となるよう助言を行う。就学前教育施設間(地域の保育所等)と連携し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために、公立幼稚園が「つなぎめ」の役割を果たすよう、より一層推進していく。</p> <p>② 幼稚園教諭は現在多くの臨時教諭がその重責を担っているが、臨時教諭の確保も難しい状況がある。幼児教育の充実・発展のためにも、計画的な本務教諭の配置や臨時教諭の確保が必要である。</p> <p>③ 公立幼稚園での質の高い保育実践の取組や預かり保育拡充等の周知の工夫を行い、公立幼稚園の就園率を上げていくことが求められる。</p>	

V 評価

内部評価	B	<p><評価に対する理由></p> <p>研修会を通し、自らの資質向上の意欲を高めていくことや、保育改善を行っていくことにつながった。公立幼稚園が幼児教育と小学校の円滑な接続を推進するための「つなぎめ」となるよう、接続カリキュラムの編成を行う意義を伝えることができた。</p> <p>預かり保育の拡充等を行う体制を整え、幼稚園での質の高い保育を期待する保護者に応えることができた。今後も人材確保するための策を講じながら、幼児期にふさわしい生活を展開し、幼児教育において育みたい資質・能力を育成できるような取組が必要である。</p>
学識経験者の所見	<p>新型コロナウイルス禍ではあったが、各取組が概ね達成できている。保・幼・小連携については、主体的な協議会も行われ、「小1プロブレムの解消」や「滑らかな接続」につながっている。幼稚園教育は、「生きる力の基礎」を育むための役割や特性のある子供への早期教育支援など、その重要性は極めて大きい。今後も本事業の継続・強化が必要である。</p> <p>少子化社会ではあるが、「各園の魅力」に特化したアピールも、更なる園経営の活性化のヒントになる。これまで柱となった実践内容(例えば、幼・小間交流、接続カリキュラム)を「公立の強み」としてPR活動を入れるほか、After コロナを見据えた若手人材育成・開発、研究校的な専任園長非常勤配置など、特に公立幼稚園への就園率アップを意識した、新たな対応策の必要性を感じる。(宮城)</p>	



(友達と関わって遊ぶ様子①)



(友達と関わって遊ぶ様子②)



(小学生と関わる様子①)



(好きな遊びの様子①)



(好きな遊びの様子②)



(小学生と関わる様子②)

2 学力向上の推進

指導部 指導課

宜野湾市教育振興基本計画基本施策 ②わかる授業の構築

I 事業目的

- ① 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成する。
- ② 宜野湾市の学校教育「宜野湾市学力向上推進プロジェクトⅡ」のもと、市内全幼小中校が統一、徹底、連動、評価を意識した学力向上を推進する。

II 取り組み状況

- ① 「わかる授業」の構築のため、学校訪問等を通して授業づくりを中心に指導助言を行った。
- ② 「そろえる、つなぐ、はぐくむ教育の推進」徹底のため、『ぎのわん授業スタンダード^{※1}』に統一した学習スタイルを推進した。また、教師の指導力向上を図り、学級間差を縮められるよう、『ぎのわん授業改善ルーブリック^{※2}』を作成し、令和3年度から活用できるよう準備を整えた。
- ③ コロナ禍においても、児童生徒の学びを保障するため、国や県の施策等を基に、本市で取り組むことを臨時校長会等で積極的に発信した。
- ④ 全小中学校へ学習支援員(1名)を配置し、個に応じたきめ細かな指導を行った。
- ⑤ 校長会や教頭会において、各種学力調査の結果を分析し、授業改善のポイントを示した。
- ⑥ はごろも学習センターと連携し、臨時的任用教諭や中堅教諭の授業研究会に、指導課指導主事が参加し、授業参観及び授業研究会を通して、それぞれのキャリアステージに添った指導助言を行い、教師の指導力向上に努めた。

III 成果

- 〈全国学力・学習状況調査結果(令和2年実施)〉
(コロナ禍により全国的な実施は無く、県平均との比較である。)
- 小学校
 - ・国語、算数ともに県平均正答率を3.6p上回った。県平均は昨年度も全国平均を上回っており、本市の学力は全国水準を超えている事が考えられる。
 - 中学校
 - ・各教科の平均正答率を県平均と比較すると、国語が-1.1pであり、数学は、-1.9pであった。昨年度県平均との差(国語±0、数学-2)と、比較し、国語に少し落ち込みは見られるが、学校間差(国語6.8p、数学7.2p)が昨年度(国語6p、数学14p)と比較すると、数学で大幅に改善が見られた。
 - 質問紙の回答より
 - ・「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれていると思いますか」の項目において、小学校で90%、中学校で87%の児童が肯定的に答えていた。

※1「ぎのわん授業スタンダード」とは、本市全体で、1単位時間の授業の中で抑えるべき項目等を徹底・統一した学習スタイル。

※2「ぎのわん授業改善ルーブリック」とは、教師自身が授業を振り返り、指導力向上に努められるよう作成した指標。

◎成果指標

指標名	実施数	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校 正答率の総合平均値の全国との差 (令和2年度は県平均との差)	目標値	+3.0	+3.0	+5.0
	実施数	+1.1	+4.8	+3.6(県差)
中学校 正答率の総合平均値の全国との差 (令和2年度は県平均との差)	目標値	-3.0	-3.0	±0
	実施数	-6.3	-6.5	-1.5(県差)

IV 事業の課題と今後の対応

- ① 各種学力調査の平均正答率に学校間差が大きく、小学校においては学級間差、中学校では教科間差が見られる。今後は「ぎのわん授業スタンダード」で統一した学習スタイルの実践により学びを揃えることに加え、「ぎのわん授業改善ルーブリック」を活用した指導の振り返りを継続することで指導力の向上を図り、間差を縮める取組をさらに推進する。(全国学力・学習状況調査結果、県学力到達度調査結果から)

- ② 平均正答率の学校間差や学級間差を縮めるため、学校訪問等の実施により、授業改善の視点や全職員体制で行う学力向上への取り組み等について、各学校の実態に応じた助言を行う。
- ③ 全国学力・学習状況調査から、中学校数学の正答率に課題が見られるため、小中の接続をさらに強化し、課題解決に臨めるよう、今後は学力向上推進担当と幼小中連携担当を一堂に会した研修会を令和3年度より実施する。
- ④ 同じ中学校区の成果や課題について情報共有し、同じベクトルで実態に応じた授業改善の推進や評価の工夫等に努められるよう指導助言を行う。

V 評価

内部評価

B

<評価に対する理由>

全国学力・学習状況調査の結果、小学校国語、算数ともに県平均を上回った。中学校では、学校間差が縮まり、少しずつ県水準に近づく傾向にある。
今後も本市が学力向上推進プロジェクトⅡの基本方針として掲げる「**宜野湾授業スタンダード**」や「**ぎのわん授業改善ルーブリック**」を活用して、学級間差、学校間差等の間をそろえ、児童生徒の学力向上に向けた取り組みの継続が必要である。

学識経験者の所見

新年度スタートより新型コロナウイルスの影響で、長期休校や新たな業務スタイルへの対応が求められる中、本市の小・中学校の学力状況は、県学力調査結果などによると、全体的に概ね良い方向にある。小学校が県平均値を上回り、中学校数学においては学校間差が大幅に縮まるなど一歩一歩改善が伺える。また「分かるまで教えてくれる」と大多数の小・中学生の前向きな回答もあり、教師の指導の熱さと教育委員会の学校サポートの厚さを感じる。

新たに作成した「**授業改善ルーブリック表**」には、オリジナリティーが伺え、教育委員会と学校間が「そろえる、つなぐ、はぐくむ教育」を合言葉に、日々互いに切磋琢磨するオープンシェアリング型の学力向上の態勢も評価できる。今後も本事業の「**マネジメントサイクル**」を丁寧に進めつつ、無限の可能性のある子供一人一人の将来の「**自己達成**」のため、**継続・拡充**が大きく期待される。(宮城)

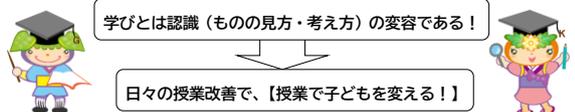
ぎのわん授業スタンダード

令和3年2月 宜野湾市教育委員会作成



ぎのわん授業改善ルーブリック(例示)

	1	2	3	4
学習の構え	机上の整理ができておらず、多くの子ども達が目をつぶっていないのに授業が始まっている。	机上が整理し、学習の準備はできているが、ただ目をつぶっているだけで黙想をする意味が分かっていない子が多い。	机上が整理し、黙想をして、しっかりと学習の準備が整っている子がほとんどである。	机上の整理、黙想等、学習の準備がしっかりと整っており、学習に意欲的に取り組もうという期待感を持っている子がほとんどである。
めあて	めあての設定がなく、教師の説明のみで授業が始まり、多くの子ども達が課題意識をもっていない。	教師と子ども達とのやり取りがままめあてが提示され、多くの子ども達が課題意識をもっていない。	教師や子ども達のやり取りの中の発言からめあてが立てられた。しかし、課題解決へむけての意欲が高まらない子どもが多い。	教師や子ども達のやり取りの中から課題や問いが生まれ、そこからめあてが立てられ、ほとんどの子ども達が課題解決へむけて意欲的に取り組もうとしている。
形成的評価	机間指導が少なく、承認・価値付けがされていない子どもが多い。	机間指導で承認や価値付けがされているが、承認や価値付けがされていない子どもが多い。	机間指導で円に合った声かけによる承認や価値付けがされているが、活動が停滞している子どもが多い。(活動の姿に対する価値づけが弱い)	机間指導で承認や価値付けがなされ、学級全体として、粘り強く学び続けようとしたり、互いに高め合おうとする風土がある。(活動に関連した価値づけ等がなされている)
発問の工夫	発問という質問が多く、考えるための時間がほとんど無い。	発問はあるが、教師と子どもの1対1対応が多く、思考の広がり・共有が進まない。	思考を子どもに広げたり、深めたりする発問がなされ、思考を深めている。	発問後、自発的に子ども同士で発言や思考をつなぎ、そのやりとりの中で、ねらいに迫る発言が生まれている。
対話言語場活動	対話を通して考える時間(ペア・グループ活動・全体交流等)が設定されていない。	対話を通して考える時間は確保されているが、活動の目的が不明確で十分な交流ができていない。	対話を通して考える時間が確保されており、子ども達の間で意見交換を行うことができている。	対話を通して考える時間が効果的な場面で設定されており、子ども達の間で解決策や答えを求めていくような意見交換が行われ思考が深められている。
まとめ	まとめの場や文言がなく、学んだことを共有していない。	まとめの場や文言はあるが、子ども達の反応・発言が少ない。	教師の問いかけや、学習の振り返りを促すことでまとめにつながる発言が引き出される。	まとめの文言を板書する前に、まとめにつながる子ども達の発言があり、子ども自身でまとめる場がある。
振り返り	活動があったが、習得が不十分で、振り返りの場や時間が無い。	習熟問題に取り組む時間や振り返りの場はあったが、ほとんどまとめの文言と同様で、振り返りが十分とはいえない。	習熟問題に取り組む時間や振り返りの場が確保されているが、新たな課題や問いが生まれていない。	習熟問題に取り組む時間や振り返りの場が確保されており、自己の成長や変容を把握したり、新たな問いが生まれ、次の主体的な学びへつなげられている。



3 特別支援教育の推進

指導部 指導課

宜野湾市教育振興基本計画基本施策 ③特別支援教育の充実

I 事業目的

インクルーシブ教育の視点に立ち、特別な支援を要する幼児児童生徒一人一人の教育や共に学ぶ機会を保障し、その持てる力を高め学校生活や日常生活上、学習上の課題を克服するため、各学校に特別支援教育支援員を配置し、適切な指導や支援を行う。

II 取り組み状況

- ① 各学校の要請に応じて臨床発達心理士が学校を訪問し、保育参観・授業参観を行い、学校長・校内特別支援教育コーディネーター・担任と教育相談を行った。また、必要に応じて心理検査を行った。
- ② 特別支援教育支援員の資質向上のため4月に特別支援教育支援員研修会を実施した(計画は年2回となっているが、コロナウイルス感染症の状況により1回は中止)。また特別支援コーディネーターが支援員の活動を把握し、サポートできるよう校内体制を構築している。
- ③ 各学校からの特別支援教育支援員派遣申請により、各学校の実態に応じて4人から6人の特別支援教育支援員を配置した。
- ④ 特別支援学級に在籍する児童生徒については、交流学級での学習の際に特別支援教育支援員を配置している。
- ⑤ 医療的ケアや日常的な介助を必要とする幼児児童が在籍する幼稚園と学校に、看護師1名と介助者1名を配置した。

III 成果

- ① 臨床発達心理士が学校を訪問し、学校・保護者へフィードバックを行うことで、その子の特性をとらえた支援の方法を共有し、個に応じた支援へとつなげることができた。
- ② 特別支援教育支援員対象の研修会を実施したことで、支援を要する幼児児童生徒に適した支援につなげることができた。また、校内で特別支援コーディネーターを中心に支援体制を構築することで、幼児児童生徒に必要な応じた支援をすることができた。
- ③ 各学校の実態に応じて特別支援教育支援員を配置したことで、児童生徒が安心して学校生活を送れるようになり、学習への取組の姿勢が落ち着き、学習意欲が高まるなど、個別の教育的ニーズに沿った特別支援教育の充実に資することができた。
- ④ 特別支援学級に在籍する児童生徒が交流学級で学ぶ際に、支援員を配置することで安心して学習に取り組むことができた。
- ⑤ 看護師、介助者を配置したことで、対象児が安心、安全な学校生活を送ることができ、保護者の教育的ニーズへの対応や、学校の支援につながった。

◎成果指標

指標名	実施数	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特別支援教育に対する満足度(学校評価)	目標値	70%	75%	80%
※アンケート調査による満足度	達成率	100%	100%	100%

IV 事業の課題と今後の対応

- ① 個に応じた支援をさらに充実するためには、教員と特別支援教育支援員に対する、課題に即した研修会等を継続して実施し、特別支援教育への理解を深める必要がある。
- ② 支援を要する幼児児童生徒の人数が年々増加しているため、特別支援教育支援員による支援回数等の確保が難しい状況となっている。限られた人数で、より効果的な支援が実施できるよう、支援方法を検討する必要がある。

- ③ 特別支援学級に在籍する児童生徒の中には在籍する学級での授業が極端に少ない児童生徒がいる。また、交流学級における指導、支援について、小学校で、一律に国語と算数以外を行うなど、児童生徒の実態に応じた支援、指導がなされていない事例が散見されるため、交流学級での指導、支援のあり方について研修会を開催し、共通理解を図る必要がある。
- ④ 令和2年度は、医療的ケアと日常的な介助を必要とする子が幼稚園に1名、小学校に1名在籍している。今後も医療的ケアや日常的な介助を必要とする幼児児童生徒の入園、入学の希望が増加することが予想されることから、受入れ体制を整える必要がある。

V 評価

内部評価	B	<p><評価に対する理由></p> <p>各園、各学校の申請に応じ、特別支援教育支援員を配置することで、子ども一人一人の教育的ニーズに合った支援を行うことができた。さらに個に応じた支援を行うために、教員と特別支援教育支援員の資質向上やスキルアップを図る研修会等を継続的に行う。</p>
学識経験者の所見	<p>各学校の実態やニーズに応じて医療専門職などの配置や可能な限りの特別支援教育支援員の配置、同研修会実施などマンパワーの充実に務めた。その結果、支援を受けた子供達が、より落ち着いて学校生活を過ごし、学習意欲が高まり、保護者の満足度もかなり高く推移するなど、大きく評価できる。</p> <p>共生社会を形成するためのインクルーシブ教育における「合理的配慮」が、社会的にもますます注目されており、学校職員を始め、全保護者向けにインクルーシブ教育システムについての啓発活動も重要である。今後も本事業の継続・拡充(ひと、もの、こと=予算)が、強く求められる。(宮城)</p>	

(小学校での支援員のかかわりの様子)



4 いじめ防止の取組

指導部 指導課

宜野湾市教育振興基本計画基本施策 ⑦人権教育の推進

I 事業目的

- ① 生命の尊重と個人の尊厳を基盤に、人権を尊重する心、思いやりの心などの豊かな心の教育を充実させ、「いじめは決して許されない学校」づくりに取り組む。
- ② 各学校の「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、実効のないいじめ対策が行われるよう、指導体制を確立する。
- ③ いじめ防止対策推進法の施行(平成 25 年9月)から相当の期間が経過したものの、全国的に学校現場における法に基づく対応が十分とは言えない状況等を踏まえ、いじめ認知に係る学校間の認識をそろえるとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- ④ 生徒指導担当者等の資質向上、指導技術の向上を図る。

II 取り組み状況

- ① 各学校において実施しているアンケート調査結果及び市が実施している毎月の問題行動等に関する調査結果(いじめの認知件数・解消率)をもとに、いじめ専門委員会や校長会等で情報を共有し、その対応のあり方等について協議した。
- ② 各学校へ「宜野湾市いじめ防止基本方針」をもとに、年度毎に「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行うとともに、学校のホームページへの公開を義務づけた。
- ③ 宜野湾市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策のための、次の3つの組織を機能化させ、いじめが、いどこで発生しても速やかに対応できるよう整備したが、令和2年度は、コロナ禍で計画どおり実施できなかった。
 - (ア) 市いじめ問題対策連絡協議会(所管:市教育委員会)いじめの未然防止のため、年1回のはごろもサポートネットワーク(HSN)会議を開催。(令和2年度は開催なし)
 - (イ) 市いじめ問題専門委員会(所管:市教育委員会の附属機関)いじめ問題の調査、いじめの早期解決・早期対応について、8月に定例会を開催。第三者調査委員会を15回実施した。
 - (ウ) 市いじめ問題調査委員会(所管:市総務部の附属機関)重大事態について、再調査が必要な場合に開催。(令和2年度は実績なし)
- ④ 教員の教育的実践力や資質向上を目的に、いじめや不登校等に係る研修会を実施した。

III 成果

- ① 校長会や教頭会、生徒指導担当者会等で、いじめの定義の再確認とアンケート調査の結果及び市実施の毎月の問題行動等の結果分析を行い情報共有を図った。その結果、学校は、いじめに対しての危機意識が高まり、「小さいいじめをも見逃さない組織体制」が構築され、いじめ認知件数が大幅に増加した。
- ② 年度毎の学校のいじめ防止基本方針の見直しを市内全学校で実施。学校経営計画にいじめ防止の取組みと指導方法が明確に示され、全学校、学校いじめ防止基本方針が学校ホームページで公開され、いじめに迅速に対応できる体制を整えた。
- ③ 市いじめ問題専門委員会においては、8月の定例会にて第三者調査委員会を立ち上げ、聞き取りを含め15回実施した。令和3年3月上旬に報告書にて、本事案の概要や検証結果、再発防止に向けた提言をいただき、学校現場へ周知し、改善するための対応策を学校と教育委員会で共有した
- ④ コロナ禍で講師を招聘しての研修会の実施はできなかったが、小中担当者と本市いじめ防止基本方針の共通確認ができた。

いじめの認知件数(市の問題行動等の調査より)

(件)令和2年度末

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	増減(令和元年度比)
小学校	43	439	880	+441
中学校	59	86	108	+22
合計	102	525	988 ^{*1}	+463

※1 令和2年度の認知件数増加は、各学校が、いじめ防止基本方針をもとに「いじめの定義」を再確認し、どんな小さいいじめも積極的に認知する体制(見逃さない組織体制)の構築が数字に表れている。

いじめの解消率※¹(市の問題行動等の調査より)

(%)令和2年度末

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
小学校	100	99.3※ ²	100
中学校	100	100	100

※¹ 「いじめの解消率」とは、少なくとも以下①、②の要件が満たされている状態。

①いじめ行為が止んで少なくとも3ヶ月以上、経過していること。

②被害児童生徒や保護者に面談等で、心身の苦痛を感じていないと確認できていること。

※² 1月～3月に発生した小6のいじめ事案は、児童生徒が卒業し解消の確認ができないので、解消件数として把握できない。

◎成果指標

指標名	実施数	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
人権擁護委員との連絡会の開催 (校長・教頭会にて)	目標値	年1回	年1回	年1回
	計画の進捗	実施	実施	実施
宜野湾市いじめ防止基本方針の策定	目標値	見直し	策定	策定
	計画の進捗	策定	策定	策定
いじめ問題に関する「対策連絡協議会」 「対策審議会」「調査委員会」設置・開催	目標値	設置	設置	設置
	計画の進捗	実施	実施	実施

IV 事業の課題と今後の対応

- ① 小中学校において、いじめ認知件数が、前年度と比較して大幅に増加したことは、学校が小さいいじめも見逃さない組織体制を構築してきた結果であると考え。課題としては、いじめの認知件数について学校間差があるため、引き続き、いじめ防止基本方針の周知徹底と実働化を図るなど、学校間差を縮められるよう指導助言していく。
- ② 学校いじめ防止基本方針は毎年見直し、学校のホームページへの掲載等、定期的に点検評価し、支援する。
- ③ 策定されたいじめ防止基本方針が、十分に活用されず、大きなトラブルに発展した事案があった。全教職員が、日常的にいじめ防止基本方針を意識して活用し、組織的にいじめ対応を適切に行うよう改めて周知徹底する。

V 評価

内部評価	B	<p><評価に対する理由></p> <p>全学校、いじめ防止基本方針を学校 HP(ホームページ)へ公開するなど、いじめに迅速に対応できる組織体制は整えられてきた。今後も各学校に、いじめ防止基本方針に則り、いじめを見逃さない組織対応の在り方を再確認させ、本格的に実働化するために、積極的にいじめを認知し、いじめ解消率を高めることを校長会や教頭会、生徒指導担当者会等で共有していく必要がある。</p>
学識経験者の所見		<p>小さいいじめも見逃さない、早期の発見と解消に向けた組織体制の整備といったこれまでの取り組みの成果が、認知件数や解消率にあらわれており評価できる。いじめの防止と迅速かつ着実な解消に向けて各自が適切な行動や対応をとることができるよう、学校管理職のリーダーシップのもと学校全体でいじめ防止基本方針に関する理解の徹底を図る取り組みが期待される。(柴田)</p>

5 学校、家庭、関係機関との連携強化

指導部 はごろも学習センター

宜野湾市教育振興基本計画基本施策 ⑪教育相談・支援体制の推進

I 事業目的

青少年が抱える課題の改善のため、はごろも学習センター(以下「センター」と市内公立小中学校にスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)を配置、また、センター内には臨床心理士と青少年教育相談指導員を配置して、関係機関と連携した支援体制を構築し、青少年の健やかな成長と自立のための支援活動体制を充実させる。

II 取り組み状況

III 成果

① 学校支援体制の維持

(ア) 市内全小中学校に SSW を配置し、センターには SSW コーディネーター、SSW アドバイザー、臨床心理士、青少年教育相談指導員を配置し、支援体制を構築した。

(イ) 年2回、期間を設けた「学校支援相談会」の実施の他、学校の要望に応じた支援相談会や、年度末の申し送り会を実施した。

② 相談援助技術の向上

外部講師を招いた研修ほか、年間を通じた計画的な研修に取り組み支援の充実に努めた。

③ 支援環境の整備

(ア) コロナ感染症対策のため、消毒薬の配布や、飛沫感染対策の実施、検温の徹底、相談室内や物品のこまめな消毒、密を避けるために研修会等の分散開催を実施した。

(イ) 学校配置SSWが家庭訪問や登校支援等で使用する車両の燃料費等の確保に努め、効率的に業務に取り組める体制を整えた。

④ 相談支援の充実

(ア) 個別面談のカウンセリングの他、心理的な課題に対応する力を育むための小集団活動の実施や、発達の課題に応じた研修会を実施した。

(イ) 心理的な課題を除いて、学校外に居場所が必要な児童生徒に対して、本人や保護者の要望に添った居場所づくり(市民図書館での活動等)に取り組んだ。

① 学校支援体制の維持

(ア) 学校配置の SSW と、センター勤務の SSW や臨床心理士・青少年教育相談指導員が日頃から情報を共有し、小学校から中学校への申し送りをし、切れ目のない支援につなげた。

(イ) 学校支援相談会を通じて、支援の必要なケースの掘り起こしや、各関係機関の役割分担について確認することで支援の方向性を共有出来た。

② 相談援助技術の向上

外部講師による専門的内容の助言や、定例の研修を通じて、相談業務を行う職員の自己研鑽・スキルアップの意識向上がみられた。

③ 支援環境の整備

(ア) 日頃の感染症対策から、コロナ禍でも安心安全に相談支援業務を実施できた。

(イ) 車両が確保できていたため、コロナ感染症拡大により生活に不安が生じていないか、気になる児童生徒宅への家庭訪問や健康確認が迅速に行えた。その際、庁内関係機関や地域住民・団体から提供を受けた物資による配食支援(計3回、延202世帯/578名 約 4,500 食)も行うことが出来た。

④ 相談支援の充実

(ア) コロナ禍のため、例年より活動に制約を受けながらも、来所相談者を対象としたインターネットを活用したオンライン研修会を実施し、自宅にいながら研修を受けられる新たな支援ができた。

(イ) 居場所の活動を通じて、小さな成功体験を積み上げ、8人の支援数に対し7人に対人関係の改善や学校への登校数の増加が図れた。

◎成果指標

指標名	実施数	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
学校支援相談会の開催数	目標値	年 2 回	年 2 回	年 2 回
	実施数	年 2 回	年 2 回	年 2 回

学校配置 SSW の活動状況の推移

項目	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
SSW 学校配置状況		全小中学校	全小中学校	全小中学校
支援児童生徒実数		794 人	739 人 ※	754 人

※ 学校間でばらつきのあったカウント方法について見直しを図った

相談支援状況(センター内)の推移

(人)

相談内容等	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
相談者数		125	153	176
内訳	学校復帰	5	21	3
	進学・就職	15	11	14
	主訴解決(課題の改善)	13	5	29
	転校・単発等	22	17	13
	継続支援(次年度へ)	67	95	113
	中断 ^{※1}	3	4	4

【相談支援状況の推移】

※1 相談者側からの理由による相談中断者

相談者数の増加の要因としては、学校や保護者ほか関係機関への相談窓口の周知が進んだためと考えられる。また相談内容の多くが時間を要するため、継続支援の件数が増加傾向にある。主訴解決(課題の改善)の増加については、センターと学校・関係機関の情報連携により、個別ケースに応じた学習環境や福祉サービス利用など、支援環境が整ったことが考えられる。

IV 事業の課題と今後の対応

相談業務については、多様化する課題やニーズに対応できるよう、既存施設の環境整備や職員の資質向上及び支援内容について調査研究が必要である。

V 評価

内部評価	A	<p><評価に対する理由></p> <p>複雑化・多様化してきている児童生徒の抱える問題に加え、コロナ禍においてさらに支援が必要な児童生徒や家庭が増えている。そのような中、ますます相談業務の重要性が増しており、関係機関と連携した支援体制の維持と充実に取り組む必要がある。</p>
学識経験者の所見		<p>コロナ禍での難しい支援に対してもインターネットを活用した支援体制を整備するなど、対応の速さが伺えて評価できる。支援者側のネット環境への配慮や継続支援の中学校卒業後の18歳までの延長など、支援者に寄り添った支援を引き続きのぞむ。学校配置SSWとセンターSSWの連携強化の効果が相談者数の増加や主訴解決件数の増加として現れていると考えられるが、一方で、校務支援システムの利用による教員の負担軽減が、児童生徒への支援時間確保につながっている可能性もあるため、より機能的な支援に向けて調査と分析が望まれる。(岡本)</p>

6. 学校支援地域本部事業の推進

教育部 生涯学習課

宜野湾市教育振興基本計画基本施策 ⑫学校支援地域本部を中核とした学校支援の推進

I 事業目的

平成 30 年度、「学校支援地域本部事業」から「地域学校協働活動推進事業」へと事業名を変更し、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指した事業である。

子どもの成長を軸として、地域と学校が連携・協働し、意見を出し合い、学びあう中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を進める。

II 取り組み状況

- ① 各小中学校より推薦のあった地域住民（PTA 役員、PTA の OB など）を地域コーディネーターとして、各小中学校にそれぞれ配置した。
- ② PTAをはじめ、地域の自治会・老人クラブ・婦人会、近隣大学等と連携し、市内小中学校の要請に応じた学校支援ボランティアを繋げた。
- ③ コロナ禍のため、地域コーディネーター定例会を当初予定より回数減とはなったが開催し、地域コーディネーター間の連携維持に努めた。
【主なボランティア活動事例】
（普天間小学校）
新入生給食サポート、壁画づくり、ありがとう集会、シン補助、プール見守り、マスクづくり、学校行事補助、ハートリースづくり
（大山小学校）
ごみ講座、ウミガメ講座、着衣水泳教室、学校行事補助
（宜野湾小学校）
新入生給食サポート、キャリア教育講話、じゃがいも植え体験、読み聞かせ劇場、プール見守り、タイモづくり教室、校外学習サポート、検診サポート
（はごろも小学校）
防災教室、キャリア教育講話、環境保護講話
（真志喜中学校）
キャリア教育講話、授業補助、学習支援
（宜野湾中学校）
着付け教室、授業補助、学習支援

III 成果

- ① 地域コーディネーター配置校においては、学校支援ボランティアの要請窓口が明確化され、教職員の負担軽減につながった。
- ② ボランティア活動に参加した保護者や地域住民に「地域の子どもは地域で育てる」という機運が醸成された。
学校教育の場において、子どもたちが多様な知識や経験を持つ地域住民と触れ合う機会が創出され、より豊かな学びにつながった。
- ③ 地域コーディネーター同士及び事務局との連携、情報共有が図られた。

（普天間小学校：ありがとう集会）
児童たちからお世話になっている地域の方々への感謝の気持ちを伝える機会となった。
（大山小学校：ウミガメ講座）
身近な自然の大切さを再認識する機会となった。
（宜野湾小学校：キャリア教育講話）
将来の夢や進路を考える機会となった。
（はごろも小学校：防災教室）
防災講話が、地震や津波から自分自身の身を守るために必要な行動を見直す機会となった。
（真志喜中学校：授業補助）
日本語が苦手な生徒に学生ボランティアが寄り添い、教科の理解を深めることができた。
（宜野湾中学校：学習支援）
教職や心理職を目指す学生ボランティアにとって、学習支援が児童生徒と接する貴重な機会となった。

◎成果指標

令和2年度末

指標名	実施数	平成30年度	令和元年度	令和2年度
活動件数	目標値	360件	570件	570件
	実施数	567件	373件	354件
学校につなげたボランティア 延べ人数	目標値	1,800人	1800人	1,800人
	実施数	1,690人	1,398人	819人

※令和2年度ボランティア延べ人数大幅減は、新型コロナによる学校教育活動縮小のため

IV 事業の課題と今後の対応

- ① 令和2年度は普天間第二小、大謝名小に地域コーディネーターを配置できなかった。未配置校には、地域人材の推薦や学校支援ボランティア活用事例などを情報提供し、配置に向け、働きかける。
- ② コロナ禍の中で、学校教育活動も縮小せざるを得ず、各学校におけるコーディネーターの活動やボランティア活用が減少した。各学校へ、コロナ渦でも取り組めるボランティア活用の情報発信に努める。
- ③ 地域コーディネーター間の情報共有の在り方を工夫し、連携が途切れることがないよう努める。

V 評価

内部評価	B	<p><評価に対する理由></p> <p>コロナ渦のなかで、学校教育活動が縮小せざるを得ない状況においても、本事業により、一定の学校支援ボランティア活動が取り組まれている。</p> <p>学校を中心とした地域全体の教育力向上を図るため、地域コーディネーター全校配置できるよう努めながら、今後も積極的に推進する。</p>
学識経験者の所見		<p>地域コーディネーターを中心に様々なボランティアが積極的に活動を行っており、その内容も多岐にわたっていて評価できる。学校と地域との連携・協働が一層求められる中で、地域全体でこうした活動の意義や成果を確認しながら、新たなコーディネーターの確保やボランティア等の地域人材の情報共有を行うなど、事業の充実と持続を目指した取り組みが期待される。(柴田)</p>

【ボランティア活動の様子】



じゃがいも植え体験(宜野湾小)



着衣水泳教室(大山小)



プール見守り(宜野湾小)



キャリア教育(宜野湾小)



着付け教室(宜野湾小)

7 情報教育研究会・担当者研究会の開催

指導部 はごろも学習センター

宜野湾市教育振興基本計画基本施策 ①ICTを活用した授業力の向上

I 事業目的

社会生活の中で ICT を日常的に活用することが当たり前の世の中となる中で、社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためには、学校生活や学習においても日常的に ICT を活用できる環境を整備し、活用していくことが不可欠である。更に教員の働き方改革や特別の配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実などの面においても、欠かせないものとなっている。

全ての教員が、電子黒板や書画カメラなどの機器を授業に活用しながら、効果的な授業の工夫・改善が図れるような研究会を実施し、指導力の向上につなげる。

II 取り組み状況

III 成果

① 情報教育研究会

(ア) 情報教育研究員(各校教員1名)に委嘱し児童生徒が犯罪に巻き込まれないような情報モラル教育に関する理論研修と検証授業を実施。

(イ) ICT 機器を使った授業研究会(小学校、中学校各1回)の実施

② 情報夏季講習

(ア) 電子黒板などの ICT 機器の操作方法と校務支援システムの活用講習を実施

③ GIGA スクール^{※1}推進リーダー担当(各校教員)の新設

(ア) GIGA スクール構想に関する研修会を実施

① 情報モラル教育の徹底を図るため、文部科学省提示の動画資料などを活用した授業を実施し、携帯電話やスマートフォンなどの機器の正しい使い方を確認させる事ができた。

また、検証授業で、ICT 機器を使う場面と、使わない場面の使い分けや ICT 機器の効果的な使い方を知ることで、自分でもやってみたい、使ってみたい、自校職員にも伝えたい、などの感想があり、研究の効果がうかがえる。

② 情報夏季講習では、各学校にて約2時間程度の ICT 研修を行い、電子黒板や書画カメラなどの ICT 機器の操作方法や困り感の解消を図る事ができた。また、校務支援システム活用により、事務作業(出席や成績処理、通知表や生徒指導要録の記入、面談や調査書資料作成など)に関する負担軽減になり、子に向き合う時間を確保することができた、という感想があった。

③ 研修会において、文部科学省などの実践事例の紹介などを行い、1人1台パソコンの活用などの授業実践のイメージを確認することができた。

※1 GIGA スクール構想とは、児童生徒に1人1台のパソコンと、学校内に高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子ども達を誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育 ICT 環境を実現する取組み。

◎成果指標

指標名	実施数	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
教材研究・指導の準備・評価での活用度	目標値(小学校)	90%	100%	100%
	(中学校)	90%	100%	100%
	実施数(小学校)	91.2%	92.3%	96%
	(中学校)	80.5%	94.1%	96%
週に3日以上授業での活用度	目標値(小学校)	80%以上	85%以上	90%以上
	(中学校)	50%	60%	70%
	実施数(小学校)	91.6%	91.2%	94%
	(中学校)	82.2%	72.2%	85%

指標名	実施数	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
情報モラル指導ができる教員の割合(県目標値規準拠)	目標値(小学校)	100%	100%	100%
	(中学校)	100%	100%	100%
	実施数(小学校)	85.3%	90.1%	96%
	(中学校)	70.2%	73.5%	95%

IV 事業の課題と今後の対応

- ① 情報モラルについては、項目が多岐に渡るので、担任のみならず複数の教師から、児童生徒に日常的な場面で意識させる工夫が必要である。
- ② 教職員による GIGA スクール端末を含む ICT 機器を活用した授業実践事例の情報収集を行い、ICT 機器の活用方法の工夫を図る。また、文部科学省が行う令和 3 年度学習者用デジタル教科書の実証事業を活用した授業での活用方法を調査・研究をしていく。
- ③ 多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを目指して、文部科学省等の授業活用例などの最新情報を得ながら研究会を充実させていく。

V 評価

内部評価	A	<p><評価に対する理由></p> <ol style="list-style-type: none"> ① ICT 機器の活用において、教材研究・指導の準備・評価での活用度から、小中学校ともに96%の活用率となっている。 ② 週に3日以上活用する教諭が小中学校ともに85%を超えている。ICT 機器の効率的な使い方を駆使していると考えられる。 ③ 各指標とも年々活用度が向上しており、ICT 環境整備や授業研究会などの取り組みの成果と考えられる。今後とも授業研究会の充実を図り、教師の指導力向上につなげていく。
学識経験者の所見	<p>本施策は「ICT を活用した授業力の向上」をテーマとしており、成果指標として「教材研究・指導の準備・評価での活用度」、「週に3日以上授業での活用度」、「情報モラル指導ができる教員の割合」が高水準で達成されていると記載されているが、具体的に ICT 機器がどのように活用され、どのような授業力向上に寄与しているのか詳細が不明なので、報告書でも可視化が望まれる。学習者用デジタル教科書の実証事業においても、単なる紙の教科書からの置き換えではなく、授業のねらいや次の単元、他教科、他の学年へ学びへの継続性など、デジタルの利点を活かした実証事業となることが望まれる。(岡本)</p>	

ICT 機器を使用した授業研究会の様子

<小学校>



<中学校>



8 情報教育の推進

指導部 はごろも学習センター

宜野湾市教育振興基本計画基本施策 ⑱学校のICT化の推進

I 事業目的

文部科学省による「学校教育の情報化の推進に関する法律」、「教育の情報化ビジョン」及び「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」に基づき、ICT機器の整備を図り、視覚にうったえる分かりやすい授業の展開や児童生徒の情報活用能力を身に付けることを目的とする。また、ICTを活用することにより、校務事務の効率化を図り、教職員が児童生徒へ向き合う時間を確保し、子ども一人一人の力を伸ばす取り組みを推進する。

II 取り組み状況

- ① 文部科学省のGIGAスクール構想に基づき小中学校の校内通信ネットワークの整備に取り組んだ。
- ② 文部科学省のGIGAスクール構想に基づき児童生徒1人1台のパソコンの整備に取り組んだ。(児童生徒用・教師用約 10,000 台整備)
- ③ 令和2年度の小学校教科書改訂にあわせて、小学校に指導者用デジタル教科書を整備した。(国語、社会、算数、理科、英語、音楽)
- ④ GIGAスクール構想を実現するための対応を図るGIGAスクールサポーターを配置した。

III 成果

- ① 小中学校の教室で児童生徒1人1台のパソコンを無線LANで利用することができる環境を構築することができた。
- ② 全ての小中学校で、児童生徒1人1台のパソコンを整備することができた。
- ③ 小学校に指導者用デジタル教科書を整備することにより、視覚にうったえる分かりやすい授業をすることができた。
- ④ GIGAスクールサポーターを活用し、パソコンの使用マニュアル等の作成、教員への研修等を実施することができた。

◎成果指標

指標名	実施数	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数(タブレット含む)	目標値	5.35 人	4.05 人	4.05 人
	実施数	6.3 人	12.01 人 ^{※1}	1 人
電子黒板・書画カメラの整備台数	目標値	各学年に3台整備(累計)	全学級に整備	全学級に整備
	実施数(小学校)	各校1台	全学級の2分の1整備(170台)	全学級の2分の1整備(170台)
	実施数(中学校)	全学級に整備	全学級に整備(108台)	全学級に整備(108台)
デジタル教科書整備数	目標値	全学年主要教科分	全学年主要教科分	全学年主要教科分
	実施数	全学年主要教科分	全学年主要教科分	全学年主要教科分

※1 令和元年度に「教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数」が多くなったのは、マイクロソフトが Windows 7のサポートを終了したことにより Windows 7の教育用コンピュータが使用できなくなったため。

IV 事業の課題と今後の対応

- ① GIGAスクール構想に基づき小中学校の校内通信ネットワーク(無線LAN環境)と児童生徒1人1台のパソコンを整備した。今後は1人1台パソコンを円滑に活用するためのネットワーク環境や運用となっているか検証を行い適切な改善を図る必要がある。
- ② 市内小中学校に導入済みの電子黒板等の更新・拡充においては、多額な財源が必要となるため、計画的な整備を図る必要がある。
- ③ GIGAスクール構想に基づく学校ICT化及び日常的な教員のICT活用促進が図られるよう、引き続き GIGAスクールサポーターやICT支援員を活用した支援体制の充実を図る必要がある。
- ④ 非常時における児童生徒の学びの保障を実現するため、オンライン授業の検討をする必要がある。

GIGA スクールオープンセレモニーおよび「授業開き」



活用事例

 <p>調べ学習 ・気になったことをすぐに検索</p>	 <p>スライド作成・発表 ・担当箇所を分担して作成</p>
--	--

V 評価

内部評価	A	<p><評価に対する理由></p> <p>小学校に指導者用デジタル教科書の整備をすることができた。また、GIGAスクール構想に基づき児童生徒1人1台のパソコンを整備することができた。</p> <p>整備した指導者用デジタル教科書や児童生徒1人1台のパソコンの効果的な活用を図るため、電子黒板の更新・拡充を含め、計画的に学校のICT環境の整備を進める必要がある。</p>
学識経験者の所見	<p>新型コロナウイルスの影響や GIGA スクール構想の前倒し実施により混乱している学校現場が多い中、GIGAスクールサポーター2名(文部科学省の補助)とICT支援員3名(市の予算)の機能を維持しながら支援体制を充実させている自治体は多いとは言えず、評価できる。文部科学省は学習者用デジタル教科書の本格導入も検討していることから、学校現場ではハード面とソフト面から教育の情報化に対応していく必要があり、支援体制のさらなる強化と「ICTを活用した授業力の向上」事業部門とこれまで以上に連携した活動がのぞまれる。(岡本)</p>	

9 屋内、屋外施設の整備

教育部 施設課

宜野湾市教育振興基本計画基本施策 ②1学校等施設・設備の充実

I 事業目的

経年劣化による施設・設備の機能低下や不具合など、老朽化した施設は機能保持のために改善を図る必要がある。学校の屋内・屋外施設の不具合等を早急に改善するとともに、障がいのある児童生徒にも配慮し、安全で快適な教育環境の確保、施設の延命化に努める。

II 取り組み状況

- ① 普天間中学校校舎大規模改造事業
築後約 35 年の経過に伴い校舎の内装や建築設備等が経年と共に劣化し、機能低下していたことから、良好な教育環境の確保を図ることを目的に大規模改造工事を行った。
- ② 普天間中学校屋外教育環境整備事業
敷地境界にある擁壁が、沈下により亀裂が生じていたことから、擁壁の撤去や隣接する普天間第二学校給食センター跡地を含めたテニスコートの整備を行った。(コート1面+壁打ち練習スペース)
- ③ 公共施設維持修繕事業
安全で快適な教育環境を維持するために、学校施設の日常点検や法定点検(建築基準法第 12 条点検等)により把握した不具合部分の修繕や改修工事を実施した。令和2年度においては、バリアフリー関連工事やトイレ洋式化など、計 118 件の修繕・改修工事を行った。
- ④ 学校施設維持管理事業
常に安全・安心な施設環境を維持するため、施設の簡易専用水道等法定検査や消防設備等定期点検を行った。
- ⑤ 学校営繕業務事業
学校訪問時や学校からの要望を受け、学校施設の修繕や棚等の製作に対応するため、幼稚園及び小・中学校に営繕大工の派遣を行った。
- ⑥ 学校敷地保全対策事業
学校施設におけるブロック塀等の経年劣化に伴う地震等災害に備えた安全対策を含む改修工事を行った。

III 成果

- ① 大規模改造工事においては、校舎内部の改修を始め、車いす対応エレベーターへの取替や屋上全面の防水改修、多目的トイレ等を整備したことにより、施設のバリアフリー化や教育環境の改善・向上が図られた。
- ② 屋外環境整備工事においては、沈下した擁壁の撤去と併せて不整形な敷地形状にあったテニスコートを整備したことにより、安全で快適な教育環境の確保が図られた。
- ③ 各学校の状況に応じた屋内・屋外施設の環境整備を実施したことにより、常に好ましい状態に維持することができ、安全で快適な教育環境の確保が図られた。また、全幼・小・中学校のトイレ洋式化について(令和3年3月現在)は、全数量 1,123 基に対し、洋式トイレ 879 基で洋式化率が 78%になった。(※令和5年度までに洋式化率 90%を目指す)
- ④ 学校施設維持管理事業による定期検査や点検を実施したことにより、各設備の致命的な故障を未然に防ぎ、施設の維持管理に要するコストの縮減が図られた。
- ⑤ 営繕大工の派遣等を通して、各学校の要望に添った教育環境の改善が図られた。
令和2年度は、各学校の要望に応じ、小学校 320 人、中学校に 140 人、幼稚園へ 80 人で延べ 540 人の営繕大工を派遣した。
- ⑥ 令和2年度末時点の整備状況については、全体の 35.1%が完了し、通学路沿いについては、44.5%整備が完了した。(現時点において早急に改修を要する危険箇所はないが、今後も継続整備を行う。)

◎成果指標

指標名	実施数	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
トイレの洋式化率 90% (※R1～R5)	目標値	—%	75%	80%
	実施率	72%	74.4%	78%

IV 事業の課題と今後の対応

- ① 大規模改造事業については、施設を使用しながらの工事であることから工事期間中の安全確保が課題であったが、工事範囲との動線を明確に区分し、交通誘導員の配置や工事作業時間の調整など、学校とも十分に調整を行いながら安全対策を行ったことにより、無事故・無災害で事業を完了することができた。今後実施する大規模改造事業については長寿命化計画を踏まえ、老朽化により機能低下した学校施設の改修を計画的に実施し、教育環境の改善・向上を図る必要がある。
- ② 屋外教育環境整備事業については、工事用車両の往来による工事期間中の安全確保や周辺住宅等への騒音・粉塵対策などが課題であったが、学校とも十分に調整を行った上で交通誘導員の配置や近隣住宅などへの事前周知、防音シートや散水による騒音・粉塵対策の実施により、苦情も無く、無事故・無災害で事業を完了することができた。今後実施する事業についても学校ニーズを的確に把握し、周辺地域に配慮した屋外の教育環境整備を図る必要がある。
- ③ 維持修繕事業については、施設・設備が大きな修繕に至らないよう、施設の状態を的確に把握し、故障や破損等を未然に防ぐためにも施設課の職員だけではなく、学校側で実施している日常点検における軽微な不具合の発見を逐次報告できる連携体制を強化していく必要がある。
- ⑥ 学校敷地保全対策事業については、現時点において、早急に改修を要する危険箇所はないが、児童生徒の安全対策を考え通学路沿いを中心に今後も継続してブロック塀等改修工事を実施する。隣接地沿いについては、地権者との立会や現地測量等の追加業務も想定されることから事業スケジュールの管理が重要となる。

V 評価

内部評価	B	<p><評価に対する理由></p> <p>学校施設の各種点検及び修繕工事などの維持管理を実施したことにより、突発的な施設・設備等の不具合への対応や大規模な修繕の費用発生をできる限り抑えることができたが、経年劣化に伴う老朽化の著しい施設においては、維持管理における小修繕での対応では課題が残る。</p> <p>安全で快適な教育環境の確保、施設の延命化のために今後も継続していく必要がある。</p>
学識経験者の所見		<p>「子供の安全や命が最優先されるべき学校づくり」を共通認識の下、本課と学校間には重層的なバックアップ体制(学校職員⇄施設管理人⇄施設課スタッフ)が伺える。スピード感と安全第一でもって現場確認、修繕、計画的改修などを常に心掛けている。その結果、安全で快適な学校の教育環境の確保が図られており、維持管理のコスト縮減にもつながる波及効果もあり、高く評価できる。今後も「子供目線」「現場主義」を持って推進して欲しい。</p> <p>学校のバリアフリー化では、関連する取組がノーマライゼーションと国連採択のSDGsの各精神につながっており、前向きに設備改善の役割を果たしている。今後も本事業は「子供がより安全で、より共生できる学校づくり」のため、継続・拡大が求められる。(宮城)</p>

① 普天間中学校校舎大規模改造事業



改修前【屋上防水改修】



改修後【屋上防水改修】

② 普天間中学校屋外教育環境整備事業



着手前【テニスコート全景】



完成後【テニスコート全景】

③ 公共施設維持修繕事業



着手前【大山小 プール日除け】



完成後【大山小 プール日除け】

⑤学校営繕業務事業



着手前【嘉数小 黒板取付】



完成後【嘉数小 黒板取付】



給食配膳台車製作



児童用靴箱製作

⑥学校敷地保全対策事業



着手前【嘉数小 ブロック塀】



完成後【嘉数小 転落防止柵】

10 高度な芸術・文化の鑑賞機会の提供

教育部 生涯学習課

宜野湾市教育振興基本計画基本施策 ⑳芸術文化活動の推進

I 事業目的

市民一人一人が多様な文化に触れ、親しみ、主体的に活動が展開できるような環境づくりや、諸文化事業を推進し、『文化の自立』を目指す。

II 取り組み状況

市民の文化に対する取り組みとして、ミュージックフェスタ、文化祭等を開催している。

①宜野湾市文化祭（コロナの影響により中止）

②ミュージックフェスタ開催事業（12/26 開催）

これまでの会場であった市民会館が改修工事で利用を制限され、またコロナ禍の中、どのように事業を開催していくか検討した結果、初の試みであったが、無観客で『ライブギノワン 2020』を開催し、その模様をユーチューブの宜野湾市公式アカウントでオンライン配信した。

宜野湾市公式アカウント

<https://www.youtube.com/watch?v=CwVu1YzUbl>

出演団体名(グループ名)

【バンド部門】

○真志喜中学校軽音部 ○弱酸性ピエン族 ○ヒカリバンド ○Shade(シェイド) ○cleaioud(クリアラウド)
○Ryu&Coco(リュウ&ココ) ○ワニアリゲーター ○ペットそのもの ○かりゆし Quintet ○What at Iazz(ワットアットラズ) ○INKLIPS(インクリプス)

【ダンス部門】

○ジェネシス ○プライム



III 成果

②ミュージックフェスタ開催事業

バンド部門:小中学生 4 組、高校生 7 組、一般 2 組

ダンス部門:高校生 2 組

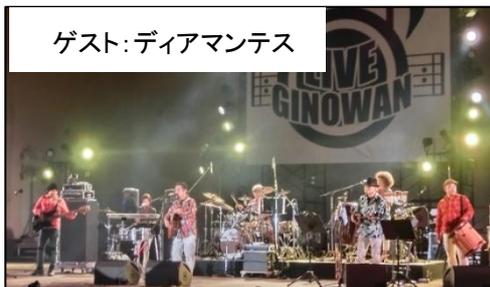
ア) プロ仕様の撮影機材を使用することで、活気あふれる小中高生の演奏や一般の方の落ち着いた演奏など多様なステージが展開され、コロナ禍において質の高い音楽文化の発信ができた。

イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、音楽芸術文化を発信する場や機会を失い、これまで通りの活動が困難な音楽芸能関係者に活動の場を提供することで、活動意欲を高めることができた。ユーチューブ配信視聴数 3,601 回(R3.4.15 日現在) 当日のチャット件数約 50 件。

本番の様子



ゲスト:ディアマンテス



IV 事業の課題と今後の対応	
<p>① 宜野湾市文化祭</p> <p>コロナ禍により多くの事業が影響を受け、市文化協会と共催する「宜野湾市文化祭」も代替事業を模索するも、度重なるコロナの影響を受け中止となった。今後は、市文化協会と連携し、コロナ禍でも可能な展示部門など、成果発表の場を提供できるよう検討していく。</p> <p>② ミュージックフェスタ開催事業</p> <p>従来の開催手法を見直し、宜野湾海浜公園野外劇場で無観客ライブを実施し、参加者の質の高い音楽やダンスをオンライン配信で披露することができた。今後もコロナ禍は続くと思われるが、今回のように、オンライン配信等を駆使した事業展開をすることで、音楽文化等の継承や今後の活動意欲にも繋がることから、引き続き実施していきたい。</p>	
V 評価	
内部評価	<p>＜評価に対する理由＞</p> <p>宜野湾市文化祭は、コロナ禍の影響を受け中止となったが、「ミュージックフェスタ開催事業」については、事業手法を見直し、オンライン配信による無観客ライブを開催するという新たな取り組みにより、音楽文化の発信及び発表の場の提供ができた。</p> <p>さらに、配信映像をユーチューブの宜野湾市公式アカウントにアーカイブ(注1)保存することで、いつでも、だれでも繰り返し視聴できるようになり芸術文化の継承ができた。</p> <p>また、チャット(注2)の視聴者から、「出演者のクオリティーが高い」などの応援する声が多く寄せられ、出演者や関係者からも、中止にせざるを得ないイベントがある中、このような事業を開催してくれたことへの感謝の声もあり、子どもたちや音楽芸能関係者の活動意欲の向上に繋がった。</p>
学識経験者の所見	<p>新型コロナウイルス感染症による制約の中で、可能な手法を模索し、新たな取り組みが行われており評価できる。オンライン配信やアーカイブ化は、従来の方法では参加しなかった／できなかった市民にもその機会を広げるとともに、多様な鑑賞のあり方も示したと言えよう。これを契機に、今後も様々な方法で市民が芸術や文化に触れられるような取り組みを期待したい。(柴田)</p>

注1 アーカイブ⇒ 重要記録を保存・活用し、未来に伝達すること。履歴などを意味し、記録を保存しておく場所。

注2 チャット ⇒ おしゃべりの意味、ネットワークでつながれたメンバーとリアルタイムで文字による会話を楽しむこと。



11 市史の編集

教育部 市立博物館

宜野湾市教育振興基本計画基本施策 ③②伝統文化、伝統芸能の継承・発展

I 事業目的

宜野湾市の歴史・文化、そして市民の歩みを「市史」として刊行し、市民・市政に広く活用することで、地域への愛着心を育み、本市の未来、発展に寄与することを目的とする。

II 取り組み状況

III 成果

① 市史編集事業

平成 21 年度より調査・編集を始め、平成 30 年度に刊行した『宜野湾市史』第 8 巻資料編 7 戦後資料編 II 伊佐浜の土地闘争(資料編)の解説編として、令和元年度から取り組んできた『伊佐浜の土地闘争』(市史第 8 巻資料編 7 戦後資料編 II <解説編>)を刊行した(写真 1 参照)。これらは、和文・英文史料 325 点、新聞資料 101 点、立法院議会資料、写真資料等の資料収集を行ったほか、当時の体験者や支援者等からの証言を基に編集を行った。

② 歴史公文書等整理・活用事業

(ア) 歴史公文書のデータベース作成

宜野湾市の廃棄文書の中から歴史資料として重要と判断した公文書(以下、歴史公文書)のうち、戦後から本土復帰にかけて(以下、当該時期)の資料について整理を行い、150 冊分のデータベースの入力を行った。

(イ) 歴史公文書のマイクロ作成・デジタル化

歴史公文書 177 冊(21,028 コマ)のマイクロフィルムの作成及びデジタル化を行った。

(ウ) 歴史公文書の修復

歴史公文書のうち、劣化の著しい歴史公文書 6 冊(2,470 枚)の修復を行った。

(エ) 博物館所蔵写真資料のデジタル化

博物館所蔵の写真資料 36 万枚余の中から、デジタル化及びデータベース化を行う 16 万枚のうち、46,891 枚のデジタル化及びデータベース化を行った。

(オ) 歴史公文書の公開

デジタル化した歴史公文書のうち 10 冊を、個人情報のマスキング処理などを行い、博物館ホームページで公開した。

① 市史編集事業

伊佐浜の土地闘争について、写真や歴史公文書などの図版や、体験者の証言などを用いたビジュアル版を刊行したことによって、中高生が地域学習などで学ぶことが期待できる。なお、学習の参考にしてもらうため、市内の中学・高校(8校)には、各 10 冊を寄贈したほか、市内の小学校にも各 5 冊を寄贈している。

② 歴史公文書等整理・活用事業

(ア) 平成 24 年度から取り組む、歴史公文書のデータベース化は、当該時期の資料全体の約 9 割にあたる 1,995 冊分が終了し、今後の活用に向けた基礎資料の整理を行うことができた。

(イ) 保存を目的としたマイクロフィルムの作成及び活用を目的としたデジタル化はこれまでに目標の約 9 割にあたる 900 冊分が終了した。これによって、市民や研究者・研究機関などが活用できるよう、公開の準備を進めることができた。

(ウ) 劣化の著しい歴史公文書 43 冊のうち、41 冊の修復が完了しており、酸性化などによる更なる劣化を抑制することが期待できる。

(エ) 写真資料のデジタル化及びデータベース化の対象とする 16 万枚について、平成 30 年度から令和 2 年度までに、その約 7 割にあたる 106,831 枚の写真資料のデジタル化が終了した。令和 3 年度から計画している写真の公開に向け、データの蓄積を行うことができた。

(オ) 平成 31 年 4 月に施行された「宜野湾市歴史公文書管理要領」と「宜野湾市歴史公文書管理規程」に基づき、令和元年度から合計 18 冊の歴史公文書を公開し、「歴史公文書」のもつ意義・役割について周知することができた。

IV 事業の課題と今後の対応

① 市史編集事業

『伊佐浜の土地闘争』(市史第8巻 戦後資料編Ⅱ <解説編>)は、発行部数 800 部のうち 300 部を寄贈し、500 部を販売する。普及・活用のため、博物館ホームページや市報、マスコミなどを活用して広報と販売促進に努め、継続的な普及活動に取り込むほか、令和3年度の企画展や令和4年度の市民講座において、伊佐浜の土地闘争を取り上げる。また、学校等からの依頼次第では出前講座を行い、生徒・児童への学習を支援するなど、積極的に活用を図る。なお、令和3年度からは「宜野湾市史 編集基本方針」に基づいて、令和5年度の刊行を目標に『宜野湾市史』教育編の編集作業に取り組む。

② 歴史公文書等整理・活用事業

- ・ 歴史公文書(原本)を保管する博物館の特別収蔵庫は、博物館資料の保管場所と併用しているため、満杯の状況にある(写真2参照)。新たに保管棚を設置して対処したものの、引き続き将来的に保管場所を検討する必要がある。
- ・ 歴史公文書のマイクロフィルム作成・デジタル化や、写真資料のデジタル化については、今後も、歴史公文書の収集を継続し、データ化を終えた資料の公開・活用を推進していく必要がある。

V 評価

内部評価	A	<p><評価に対する理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『伊佐浜の土地闘争』(市史第8巻 戦後資料編Ⅱ<解説編>)を刊行したことで、中高生に対しても、地域の歴史を学ぶ資料の提供ができ、継承につなげることができた。 ・ これまで整理してきた歴史公文書の一部を博物館ホームページで公開することができ、市報や博物館の広報誌などで取り上げることで、一般的になじみの薄い「歴史公文書」を周知することができた。
学識経験者の所見		<p>市史の編纂について、今回の解説資料の発行は市史の普及・活用という観点から大変意義のある取り組みである。今後の対応として示されている企画展や市民講座、出前講座等によって市史を通じて本市の歴史や文化等への興味関心が高められ、その継承が図られることを期待したい。</p> <p>歴史公文書の整理活用についてもデータベース化やデジタル化が着実に進められていて評価できる。その意義や活用についての広報も含めて今後も取り組みの継続が期待される。(柴田)</p>

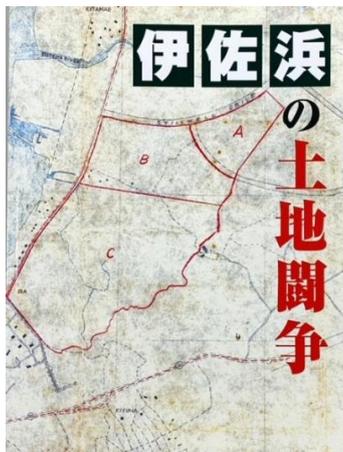


写真1 『伊佐浜の土地闘争』
A4判 52頁オールカラー
価格¥800(税込)



写真2 歴史公文書の収蔵状況(特別収蔵庫)
整理を終えた歴史公文書は、酸性化を抑えるための
中性紙保存箱に収めて保管している。

資料

宜野湾市教育大綱

平成28年1月

1. 大綱策定の趣旨

市長と教育委員会が連携強化を図り、教育施策を一体的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、宜野湾市の教育、文化の振興に関する総合的な施策の目標や施策の根本となる方針を定めます。

2. 大綱の対象期間

本大綱の対象期間は、平成27年度から令和2年度までとします。

3. 宜野湾市教育の基本理念・基本方向

基本理念

学び合い、未来を切り拓く人材の育成

基本方向

(1) 生きる力を育む“ひとづくり”

社会で自立して生きていくための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3つをバランスよく身に付けるとともに、広く世界に目を向け、夢や希望に向かって行動することのできる生きる力の育成を目指します。

(2) 学校に関わる人たちが活動をとおしてつながる“学校づくり”

保護者や地域の大人たちが、子どもたちの成長に関わりながら自らの学びや生きがいづくりにつなげていきます。また、教職員が教育の専門家として成長できるよう支援し、学校に関わる人たちが交流や活動をとおして、連携・協力し地域に開かれた魅力ある学校づくりを目指します。

(3) 地域が学びをとおしてつながる“まちづくり”

市民一人一人が豊かな学びと人間性を培えるよう学習環境を整え、その成果を地域に還元できるよう、多様な社会参加の場を提供するコーディネート機能の充実を図り、すべての世代がつながりと学びを深め、地域を育み、未来へつながるまちづくりを目指します。

4. 基本方針

宜野湾市では、夢や希望がもてる活気あるまち、そこに住み続けたいと感じることのできるまちにしていくには、宜野湾市を支える子どもたちへの教育こそが未来への礎を築くことであると考えます。

本大綱では、市全体で学び合う風土をつくりあげ未来を担う子どもたちを育成するため、平成27年度から令和2年度までに取り組むべき教育の根本的な方針を示します。

I 未来を担う子どもたちを強くたくましく育成する

(1) 確かな学力と社会で自立して生きていく力、全ての子どもが将来への夢や希望をもって歩んでいく姿勢を育みます。

- 社会的自立の素地となる基礎学力の定着と、学んだ知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育みます。
- 学ぶことの意義と喜びを感じ主体的に学習に取り組む態度を養います。
- 自らの将来について夢や希望をもち、自立的で自分らしい生き方を実現できるようキャリア教育を推進します。

(2) 他者を思いやる心、豊かな感性、すべての命を尊重して行動する力など、豊かな人間性や高い道徳性を育みます。

- 人とのつながりを大切にするとともに、他人の考え方や価値観を尊重する心、思いやりやいたわりの心、すべての命を尊重する心を育みます。
- 体験活動や読書活動をとおして、豊かな感性を育みます。

(3) 生涯にわたってたくましく生きるための健やかな体を育成します。

- 子どもたちが、体力向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養い、健やかで、たくましく生きる力を育みます。
- 学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応するとともに、家庭と地域が連携して基本的な生活習慣の確立を図ります。

(4) 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土に誇りと愛着をもつとともに、国際感覚と多様性を受け入れる力を育みます。

- 宜野湾市の歴史や文化に対する理解を深めながら広く世界に目を向け、諸外国の歴史や文化を理解し、多様性を認める柔軟さを育みます。
- 語学力を身に付け、外国の人と積極的にコミュニケーションを図ったり、自らの考えを発信したり、バランスのとれた国際感覚を養っていきます。

Ⅱ 子どもたちを市民総ぐるみで育成する環境をつくる

(1) 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境づくりを推進します。

- 人材育成の基盤である義務教育について教育の機会均等と水準確保を図るため、少人数学級を推進します。
- 特別な支援を必要とする子どもへの発達段階に応じた教育、学習が遅れがちな子どもへの学習支援など、よりきめ細かな指導・支援体制を整えます。
- 情報化、国際化など社会状況の変化に応じた効果的な教育活動が行えるよう教育環境を整えます。
- 教育の専門機関である近隣大学との連携・協力体制の充実を図り、学習支援やグローバル人材の育成、教職員の研究活動の支援などをおして宜野湾市の特色ある教育を推進していきます。

- 教職員が子どもとしっかり向き合う時間を確保できる教育環境を整えるとともに、実践的指導力向上に向けた研修、研究活動の充実を図ります。また、自ら学び続ける教職員を支援します。
- 学校施設は子どもたちの学習、生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所ともなることから、学校施設の耐震化、老朽化対策を推進し、安全・安心な教育環境を確保していきます。

(2) 地域ぐるみで子どもの成長を支える環境づくりを推進します。

- 学校や自治会を地域コミュニティの拠点とし位置付け、保護者や地域の人々、さらにNPO・企業・大学なども含めた多様なバックグラウンドを有する人たちとの協働を促進し、学校教育だけでは培うことが難しい“社会を生き抜く力”や地域の担い手を育成する教育環境づくりを推進します。
- 課題を抱えた子どもたちを支援するためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実を図ります。
- 子どもの貧困対策など多様な支援が必要な子どもたちに対して、福祉関係機関、地域コミュニティ組織など関係する機関が連携・協力して、それぞれの子どもや家庭に寄り添った切れ目のない支援を構築していきます。
- 家庭教育の担い手である親の学ぶ機会の提供や子育て支援、ワーク・ライフ・バランスを図る取組等への協力などにより、子どもから大人までの生活習慣づくりを推進し、教育の原点である家庭教育への支援体制強化に向けた取組を促進します。



5. 基本目標 ～教育施策を着実に推進していきます～

基本方針を踏まえ、関係部署が連携を図りながら教育施策に取り組んでいきます。具体的な取組は「宜野湾市教育振興基本計画」に示した7つの基本目標に基づき推進していきます。

基本目標1. 確かな学力の向上

基礎・基本の定着と問題解決的な学習を推進し主体的に学習する態度を育みます。また、自立して将来の夢に向かって取り組めるようキャリア形成教育の充実とグローバル社会に対応できる人材の育成を目指した取組を推進します。

基本目標2. 豊かな心・健やかな体の育成

子どもたちの豊かな情操、規範意識、自他の命、人格の尊重など社会性や道徳性を育むとともに、体力向上や食育などの充実を図り、心身ともに健全な子どもを育成する取組を推進します。

基本目標3. 地域と連携した教育活動の充実

学校・家庭・地域の連携をより強化し、地域人材の発掘と参画による地域力を活用してより幅広く学校を支援するとともに子どもの居場所づくりなど子どもたちに寄り添った取組を推進します。

基本目標4. 教職員の指導力の向上

教職員が教育に関する専門的知識や実践的指導力を高めるための研修や研究活動の充実を図ります。また、ICTを活かした授業力の向上や自主的に学び続ける教職員を支援する取組を推進します。

基本目標5. 教育環境の充実

地域と連携した防災・防災教育の充実、学校施設等の耐震化、老朽化対策を図り安全・安心な教育環境を確保していきます。また、学校のICT環境の整備や教職員の多忙化解消などに取り組み、よりよい教育環境づくりを推進します。

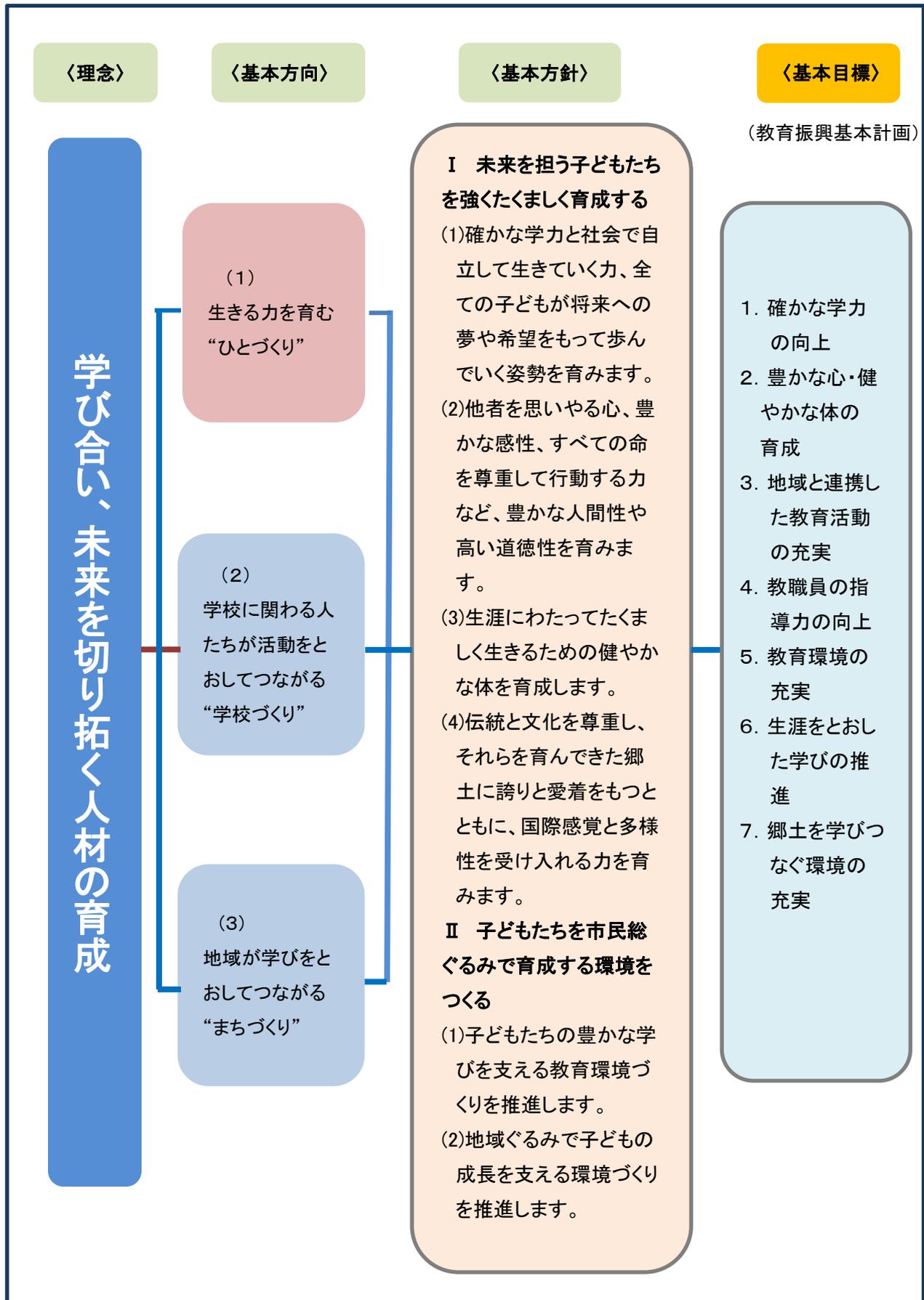
基本目標6. 生涯をとおした学びの推進

教育施設や自治公民館などを拠点に様々な学習やスポーツ活動等を推進するとともにそれらを地域や次の世代に還元できるサイクルを構築し、全ての世代の市民が豊かな学びを創出できるように取組を推進します。

基本目標7. 郷土を学びつなぐ環境の充実

郷土の歴史や文化に親しみ、学ぶことにより郷土に誇りと愛着の心を育むことや貴重な地域資料を保存、活用し、地域資源や人材を活かしたまちづくりの取組を推進します。

宜野湾市教育大綱 体系図



概要版

宜野湾市教育振興 基本計画

～学び合い、未来を切り拓く人材の育成～

計画策定にあたって

計画策定の趣旨

近年、我が国では核家族化や少子高齢化、経済社会のグローバル化、価値観の多様化、インターネットや携帯電話、ゲーム機の急速な普及など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。いじめや不登校の増加、道徳心や規範意識の低さなど、様々な問題が顕在化し学校・家庭・地域の教育のあり方が問われています。

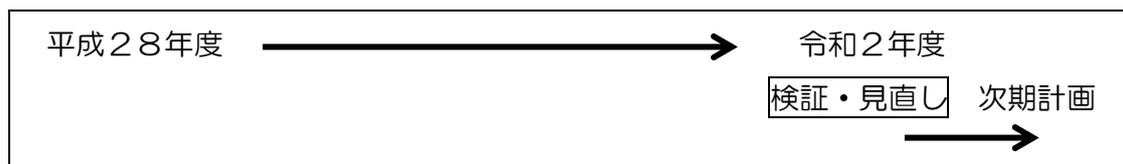
国においては、平成18年12月、60年ぶりに教育基本法が改正され、同法第17条には、国に教育振興基本計画の策定が義務付けられ、地方公共団体においても、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じた基本的な中長期的計画の策定に務めなければならないとされております。宜野湾市では、これまでの取組の成果と課題を踏まえながら、学びの原点である家庭教育と学校教育を充実させるとともに社会教育を融合させたシステムを構築し、中期的視点に立った本市の教育が目指すべき方向性と今後5年間に取り組む施策について示した「宜野湾市教育振興基本計画」を策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき国や県の教育振興基本計画を踏まえつつ、宜野湾市総合計画を上位計画として、宜野湾市の教育の振興に関する基本的な方向や講ずべき施策を体系的に示すものです。

計画期間

本計画は、平成28年度から令和2年度までの5か年計画とします。ただし、状況の変化により見直しの必要が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。



計画の基本理念と施策の基本方向

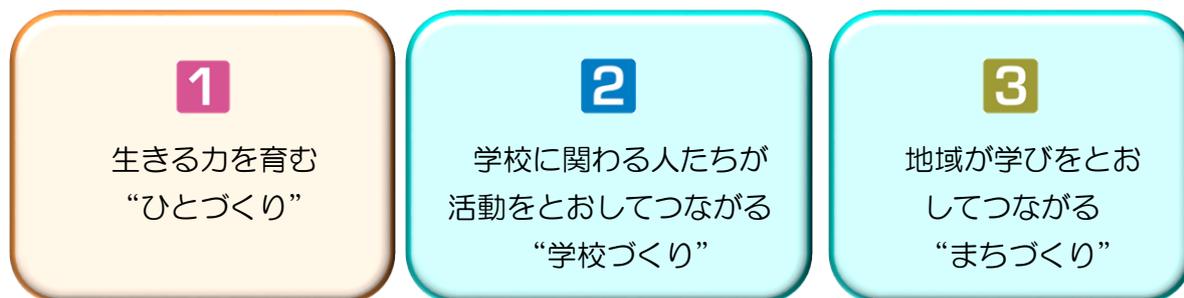
今後5年間に推進する本市教育の基本的な考え方と目指すべき姿を「基本理念」で示し、基本理念の実現を目指して実施する施策の方向性を計画の「基本方向」で示しています。そして、計画の基本方向を具体化するための7つの「基本目標」を定めました。

□□□ 基本理念 □□□

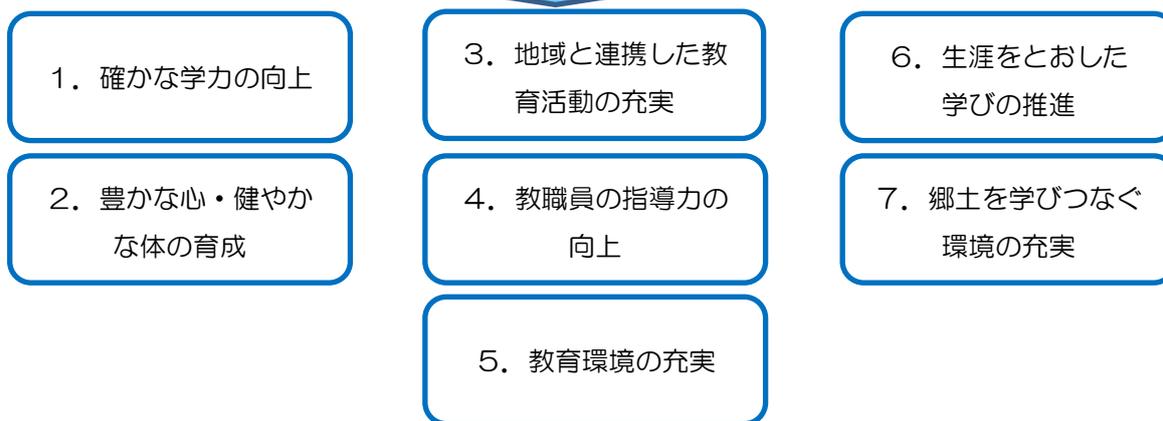
学び合い、未来を切り拓く人材の育成

宜野湾市では、「学び」と「つながり」を視点に、学校・家庭・地域が、学びや活動をとおして、つながり、支え合いながら、大人も子どもも共に成長し、夢の実現に向けて未来を切り拓くことのできる人材、そして地域から世界につながり活躍できる人材の育成を目指します。

3つの基本方向



基本目標



基本方向を支える環境整備

計画で取り組むこと

1 生きる力を育む“ひとづくり”

基本目標1. 確かな学力の向上

社会の様々なことに興味・関心を持ち、自らすすんで学習に取り組むとともに、学びによって得た知識・技能を問題解決のために活用する力、他者と協働するためのコミュニケーション力を身に付けることや、異文化に対する理解や日本人としてのアイデンティティを培い、グローバル化に対応できる人材の育成に取り組みます。また、子どもたちの視野を将来にまで広げサポートしていくキャリア形成教育の充実を図り、生涯にわたって学び続ける姿勢を身に付ける教育活動を進めます。

基本施策

- ① 幼児教育の充実
- ② わかる授業の構築
- ③ 特別支援教育の充実
- ④ 外国語教育を含めた国際理解教育の充実
- ⑤ キャリア形成教育の推進
- ⑥ 体験活動や読書活動の推進

基本目標2. 豊かな心・健やかな体の育成

自他の違いを認めることや、異なる文化や価値観を持った人たちと共に生きるための豊かな心や、社会の一員としての規範意識など、社会性を育む教育活動に取り組むとともに、いじめや不登校、児童生徒の問題行動の未然防止、早期対応を行うため教育相談体制の充実を図ります。

また、たくましく生きるための健やかな体を育む教育を進めるとともに、学校給食を通して正しい食生活への理解と望ましい食習慣の形成を図るよう食育への取組を推進します。

基本施策

- ⑦ 人権教育の推進
- ⑧ 道徳教育の推進
- ⑨ 健やかな体づくりの推進
- ⑩ 食育の推進
- ⑪ 教育相談、支援体制の推進

2 学校に関わる人たちが活動をとおしてつながる“学校づくり”

基本目標3. 地域と連携した教育活動の充実

保護者や地域の方々に学校教育活動に関する情報の積極的な発信を行い、学校が必要とする活動について地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進していきます。また、地域住民、社会教育関係団体、大学NPOなど様々な人の力を借りて、学校や公民館等、子どもの身近な場所で体験や交流活動、学習支援を行うなど地域ぐるみで子どもを育成する体制づくりに取り組み、学校支援活動をとおして学校と地域、地域と地域をつなぐ取組を推進します。

基本施策

- ⑫ 学校支援地域本部を中核とした学校支援の充実
- ⑬ 子どもの居場所づくりの推進
- ⑭ 青少年支援ネットワークの充実

基本目標4. 教職員の指導力の向上

学校の教育力には教職員の実践的指導力が重要であることから、様々な研修プログラムの設定や専門機関である大学との連携による校内研修の充実、様々な教育課題の解決に向けた研究活動を推進するなど教職員の人材育成に取り組みます。

基本施策

- ⑮ 階層別教職員研修等の充実
- ⑯ 大学と連携した校内研修の充実
- ⑰ ICTを活用した授業力の向上
- ⑱ 教員の教育研究活動の充実

基本目標5. 教育環境の充実

安全・安心な教育環境を確保することにより、学校の教育力が高められます。関係機関と連携して子どもの安全確保と見守り活動を推進していきます。施設面では、学校施設の耐震化、老朽化対策に取り組みます

学習教材等の面では、電子黒板などのICT機器の導入を進めるとともに校務用コンピュータの整備、活用を推進し、教員の子どもと向き合う時間を確保していきます。社会問題となっている教職員のメンタル不調の増加については専門家を活用したメンタルヘルス対策を進めます。

基本施策

- ⑲ 学校のICT化の推進
- ⑳ 学校図書館機能の充実
- ㉑ 学校等施設・設備の充実
- ㉒ 子どもの安全・安心の確保
- ㉓ 教職員の労働環境の充実

3 地域が学びをとおしてつながる“まちづくり”

基本目標6. 生涯をとおした学びの推進

豊かな学びを創るため、市民図書館や中央公民館など学びの拠点施設を中心とした学習活動を推進していきます。また、家庭の教育力を高める支援体制の充実を図り、大人と子どもが共に学び、学びを広げることにより地域のつながりを築いていきます。そして地域の子どもたちを地域に貢献する人材に育てることにより次の世代を育成する世代間循環サイクルを構築していきます。

また、学習成果を地域社会や学校教育に還元できる地域のキーパーソンを育成するため、市民大学の開校を目指した取組を進めます。

基本施策

- ②4 中央公民館を拠点とした学習支援の推進
- ②5 市民図書館を中心とした学習環境の充実と基盤整備
- ②6 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり
- ②7 家庭教育支援の充実
- ②8 芸術文化活動の推進
- ②9 スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③0 地域活動団体への支援
- ③1 地域を支える人材の育成と基盤整備

基本目標7. 郷土を学びつなく環境の充実

郷土に誇りと愛着を持ち、地域とのつながりを大切にしながら国際社会に羽ばたく人材を育成するため、学校の教育課程において郷土学習の実践を進めるなど、郷土の自然、歴史や文化、偉人などに学び親しむ環境づくりを進めるとともに、将来的に貴重となる公文書や地域資料を積極的に収集、保存する取組を推進します。

また、文化財ガイド等の育成に努め、地域資源や人材を活用したまちづくりを推進します。

基本施策

- ③2 伝統文化、伝統芸能の継承・発展
- ③3 文化財の保存整備等の推進
- ③4 歴史を活かしたまちづくりの推進
- ③5 博物館を拠点とした歴史・文化の保存活用の充実
- ③6 文化関係団体等への活動支援と人材育成
- ③7 郷土学習の推進

基本方向を支える環境整備

学校教育現場や社会教育現場の課題も踏まえながら、広く地域住民の意見を拾い、将来の教育制度のあり方について、社会の動向も見極めながら検討を行います。

また、市教育の目標を実現するため、推進体制の強化を図ります。

基本施策

- ③8 教育制度の改革と推進体制の強化

計画の推進に向けて

～ 宜野湾市の教育を市民みんなで推進していくために ～

行政の役割

- 教育施策の実施主体として本計画の推進、環境の充実に努めます。
- 学校の様々な課題に向き合い、個性ある学校づくりが展開できるよう学校を支援していきます。
- 教職員の資質向上に努めます。
- 家庭・地域における子どもの教育と親や大人の学習支援に努めます。
- 多岐に渡る教育課題に対応するため、教育分野以外の関係機関との連携・協力を努めます。
- 教育ニーズを的確に把握し、効率的、効果的な実施に努めます。

学校の役割

- 子どもたちの心身の発達に応じて、社会で生きていくための基礎となる知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成に努めます。
- 教育者としての誇りと使命を自覚し、自らを磨いて資質・能力の向上に努めます。
- 子どもたちと向き合い、一人一人に応じたきめ細かな学習指導に努めます。
- 幼児期からの一貫性のある教育を進めるため、校種間の連携を深めていきます。
- 地域に開かれた信頼ある学校づくりに努めます。

家庭の役割

- 家庭は全ての教育の出発点であり、家庭における子育ての重要性を認識し、愛情豊かな子育てに努め、家族の絆を深めていきましょう。
- 基本的な生活習慣、社会のルールなど、社会生活をする上での「しつけ」をしっかりと行うよう努めましょう。
- 親も親としてのあり方や生き方を身につけるとともに、子どもの将来の生き方について一緒に考え、アドバイスできるよう努めましょう。

地域の役割

- 地域の大人との関わりをとおして社会のルールやコミュニケーション力を身につけるなど、子どもの成長に地域の大人が積極的に関わっていくよう努めましょう。
- 大人と子どもと一緒に参加できるような行事や活動機会を多く提供し、子どもの成長に地域の大人が積極的に関わっていくよう努めましょう。
- 地域と学校、関係団体等が力を合わせ、地域全体で子どもたちを見守り育てていくよう努めましょう。

計画の実行性

本計画を実行性のあるものにするために、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルによるマネジメントシステムにより計画の実効性を確保していきます。

本計画の推進にあたっては、施策の成果や課題等について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、各事業の実施状況について点検・評価を行い、議会に報告、市民に公表するとともに、その結果を施策の展開に反映させながら、効果的かつ継続的な推進を図ります。

学校においては、学校評価に関する学校教育法・学校教育法施行規則に基づき、教育活動や学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善に努めます。